

官報 号外

令和元年六月二十一日

○第百九十八回 参議院会議録第二十八号

令和元年六月二十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十八号

令和元年六月二十一日

午前十時開議

第一 日本国憲法第八条の規定による議決案

(衆議院送付)

第二 学校教育の情報化の推進に関する法律案

(衆議院提出)

第三 日本語教育の推進に関する法律案(衆議院提出)

院提出)

第四 愛玩動物看護師法案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、予算委員長金子原二郎君解任決議案(小西洋之君外四名発議)(委員会審査省略要求)

一、財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案(運訪君外三名発議)(委員会審査省略要求)

一、日程第一より第四まで

一、参議院規則の一部を改正する規則案(磯崎陽輔君外三名発議)(委員会審査省略要求)

令和元年六月二十一日 参議院会議録第二十八号

議事日程追加の件 予算委員長金子原二郎君解任決議案

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

小西洋之君外四名発議に係る予算委員長金子原二郎君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。小西洋之君。

(議案は本号末尾に掲載)

(小西洋之君登壇、拍手)

○小西洋之君 立憲民主党・民友会・希望の会の小西洋之です。

ただいま議題となりました予算委員長金子原二郎君解任決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。

四月十二日、野党五会派は、参議院規則三十八

条二項に基づく予算委員会開会要求を金子委員長に提出しました。塚田国交副大臣のそんたくロー

ド発言、櫻田五輪担当大臣の東日本大震災の復興

以上に自民党の衆議院議員が大事発言が飛び出す

中、安倍内閣の政治姿勢について厳しく問いただす必要等があったからです。

しかし、本日までの七十二日間、金子委員長は本院規則違反を犯し、この開会要求に応えることはありませんでした。これは、憲法五十八条が定める国会の自律権を否定する暴挙であり、我々立法院の行政監督機能をなきものにする、議院内閣制そのものを否定する暴行であります。さらには、参議院選挙前の総理質疑を封じるという、民主主義及び国民主権そのものを否定する空前の暴挙なのであります。

一方で、予算委員会において安倍総理に問いただすべき重要課題はますます膨れ上がっているのがあります。

本年一月、毎月勤労統計の不正が発覚し、予算委員会審議を通じて、厚労省の調査委員会が隠蔽を隠蔽するための調査を行っていたなどの更なる不正が次々と判明し、公的統計に対する国民の信頼はまさに地に落ちたのであります。

ところが、政府は、共通事業所の実質賃金伸び率データをいまだに示していません。算出は困難と開き直った三月の中間取りまとめから全く進展がない状況なのであります。アベノミクスの成果及び十月の消費増税の判断に関わる最重要データを隠蔽し、臭い物に蓋をしようとする政府を許してよいわけはありません。

また、六月三日に公表された金融審議会市場ワーキング・グループの報告書では、定年後九十五歳までに夫婦で約二千万円の蓄えが必要となるとの試算が示されました。

百年安心。平成十六年の年金制度改革の折、公

的年金についてこのように豪語したにもかかわらず、制度の信頼性そのものに国民の大きな不安が

広がっています。ところが、麻生大臣は、この報告書を正式な報告書として受け取らないと表明しました。金融審議会は、専門性と適正性に基づく金融行政を確保するために金融庁設置法により国会が政府に設置した、いわゆる国家行政組織法上の八条委員会に該当する重要な審議会であり、その審議会に對し麻生大臣が設置法七条の規定に基づき諮問した報告書を、臭い物には蓋をすると受取を拒否することは、端的に法律違反そのものであり、我が国の行政機構そのものを崩壊させる暴挙なのであります。

なお、ワーキング・グループの座長は、実は親会の金融審議会の会長と同一人物の神田秀樹教授であり、そして、ワーキング・グループの構成員の全員は、安倍総理自身が、親会たる金融審議会の委員あるいは専門委員として任命した有識者です。つまり、金融審議会そのものともいえるべき組織による報告書を政策遂行上の参考文書としてない、すなわちその内容を周知すらしないという安倍政権の姿勢は、自らの政府の審議会の存在資格そのものを否定する支離滅裂な事態なのであります。

要するに、安倍総理と麻生大臣の主張に従えば、金融審議会は機能不全、体制崩壊の状況にあり、即刻、会長以下の委員は解任されるべきなのであります。しかし、そのような暴挙が許されるわけはありません。即刻解任されるべきは麻生大臣であり、即刻辞職すべきは安倍総理であるのであります。

さて、これで事態が収拾すると思つたら大間違いであります。麻生大臣は、受取拒否の理由を国民の不安を抑えるためとしています。国民の不安を払拭するのに必要なのは、報告書の受取拒否

ではなく、予算委員会場で年金制度の実態やその持続可能性などについて、ごまかすことなく誠実に答弁することです。

さらに、年金財政検証は一体いつになったら公表されるのでしょうか。前は六月初旬の公表が、今年は下旬になっても一向に出てきません。しかし、厚労省の担当課長の説明ぶりからは、既に準備は終わっているが官邸の指示で止められているという事実があまり出されているのであります。選挙前に、都合の悪い事実を覆い隠し、あるものをないことにする行為、断じて認められませんが、安倍総理は、今国会中に財政検証を公表し、予算委員会場で堂々と評価を受けるべきなのであります。

イギリス・アシアについて、防衛省の調査報告書がグーグルアースで作成されていたという、言葉にもならないような許し難い手抜き調査があったのであります。しかも、その申し開きの住民説明会では職員が居眠りを行い、さらには、津波の影響予測についても説明と異なる調査ミスが明らかになっています。

岩屋防衛大臣は、引き続き、秋田、山口の候補地が最適地であるなどと言い張っていますが、結論ありきの調査だったのではないかと地元住民や地元自治体の声に応えるためにも、予算委員会の開催は必須であります。

さらに、国家戦略特区をめぐる、第二の加計学園疑惑ともいえる問題が生じています。ワーキンググループの座長代理と協力関係にあるコンサルタント会社が、学校法人から二百万円ものコンサルタント料を受け取り、直接指導や会食をしていた事実が発覚しました。さらに、会社が関与した規制改革案のヒアリングの開催が首相官邸の

ホームページで伏せられていることが明らかになりました。当初、開催を確認できないとしていた内閣府は、野党合同ヒアリングで、一転、開催を認めました。さらに、六月十九日には、水産庁から記録文書が発見されたと報道等されています。総理の御意向に染まった安倍内閣の隠蔽と利益誘導の象徴というべき国家戦略特区の実態解明の集中審議は必須なのであります。

外交問題に議論を転じます。

安倍総理は、六月十三日、イランを訪問し、最高指導者などと会談しました。二〇一五年の安保法制の立法事実として、石油目的でイランに対し国際法違反の先制攻撃である限定的な集団的自衛権を発動することを明言した安倍総理のような人物を、礼節を持って温かく迎え入れてくれたイラン政府とイラン国民に私たちは心から感謝をしなければなりません。

しかし、トランプ大統領からのメッセージへの回答を拒否されるという、いわゆる餓鬼の使い以下のこの会談の成果は一体何だったんでしょうか。一方で、総理の訪問中にホルムズ海峡においてパナマ船籍タンカーへの攻撃が発生しました。今回の訪問成果や中東情勢の分析、評価について、予算委員会を開催し、安倍総理に問いただす必要があります。

日米の貿易交渉も重要です。

五月下旬にトランプ大統領が来日し、安倍総理はかいがいしいまでのおもてなしを繰り広げました。しかし、首脳会談においては、農業分野でアメリカに譲歩する代わりに貿易交渉の合意を参院選後に延期する密約が交わされたのではないかと指摘されています。農産品のTPP協定を超える譲歩は、国内農家に大打撃を与えるものであり、

断じて認められません。首脳会談で何が話され何が合意されたのか、参議院選挙前に安倍総理は予算委員会場で説明する必要があります。

さらに、安倍総理は、アメリカの首脳として初めて自衛隊を視察したトランプ大統領と、空母化される護衛艦「かが」の甲板上で天地がひっくり返るような恐るべきスピーチをしています。すなわち、安倍総理は、本艦を改修しF35戦闘機を搭載することでインド太平洋地域の平和と安定に一層寄与していくとの旨を述べ、それに対しトランプ大統領は、「かが」をグレートシップと称賛した上で、F35を搭載することにより「かが」ははるかかなたの地域までアメリカを守るであろう、安倍総理はアメリカの安全保障を促進する偉大な人物だ、全てのアメリカ人に代わって、アメリカ国民を守ってくれる自衛隊員に深く感謝するとの旨を述べているのであります。これは、まさに日米首脳が、自衛隊が憲法違反の海外派兵と他国防衛を行うことを宣言している大事件なのであります。

防衛大綱と中期防には、「かが」の空母化は我が国の防空体制の強化のためとみ記載されています。まさに、自衛隊員の命を守り、我が国の平和主義を守るためにも、一刻も早く予算委員会が安倍総理を追及する必要があるのであります。

拉致問題のためにも、予算委員会開催は必須です。

安倍総理は、五月六日に突如、北朝鮮の金委員長と条件を付けることなく会談すると表明しました。しかし、その意味は、首脳会談開催に向けた強い決意を表明しただけのものとは答弁していません。単なる決意表明にすぎないのであれば、それはいわゆる青年の主張と何が違うのでしょうか。拉致被害者とその家族の思いを弄ぶ、選挙目当て

の発言ではないのか、安倍総理に対してしっかりと確認する必要があります。

また、韓国軍の自衛隊機へのレーザ照射事件をめぐる、自民党の中にも批判が多い先日の岩屋防衛大臣と韓国国防相との会談が真に国益を確保したものであるのか、与党議員の先生方にも予算委員会でも厳しく追及していただかなければなりません。

さらには、今月末のG20において議長国として目指すべき成果、アベノミクスの下で広がる格差と安倍長期政権が生み出した百年不安社会への対処、アベノミクスにより経営危機に陥った地域の金融、膨大な赤字が累積した官民ファンド、これらの重要課題についても、安倍総理自身の認識を問わなければいけません。

以上、予算委員会を開催し、議論すべき内外の諸課題を申し上げました。

まさに、国民が人生や社会の不安を解決するために予算委員会議論してほしいと切望する重大課題が山積しているのであります。このような中、予算委員会を開会しないことは、議会制民主主義の自殺行為であり、国民への裏切り行為そのものであります。

参議院規則三十八条二項には、「委員の三分の一以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない」と明記されています。この条文は昭和二十二年六月の規則制定時から存在する条文であり、その趣旨は、逐条解説書において、委員長は、中立公正にその職務を行うのが当然の責務であるが、委員長が委員会を開く意思がない場合、委員の三分の一以上から要求があれば、委員長は必ず、繰り返し、委員長は必ず委員会を開かなければならないと明記されて

います。そして、殊に、委員長が故意に、わざと委員会を開かない場合をおもんばかつて、この規定が置かれたと明記されているのであります。

つまりは、規則三十八条は、委員長が党利党略にからめ捕られ、あるいは官邸の言いなりに陥るような今日の異常事態を含め、何があっても絶対に国権の最高機関立法府が、国民のために委員会を開会するための規定なのであります。

だからこそ、憲政史上最も愚劣にして低劣極まりない首相というべき安倍総理が悪夢のようなと批判する民主党時代の予算委員長、前田武志委員長、柳田稔委員長、石井一委員長のお三方は全員、開会要求を受け数日以内に、すなわち直ちに委員会を開会したのであります。

思うに、民主制における国民の最大の悪夢は、唯一の国民代表機関である国会の委員会が開会されないこととあります。国民の幸せや命が懸かった国政の最重要課題が、本院の第一委員会である予算委員会では安倍総理に対して質疑すらされずに、欺きとごまかしと隠蔽のまま国民生活と経済が破綻に向かう。まさに、予算委員会を開会しない安倍政治こそ、日本国民にとって、日本の民主主義にとって悪夢そのものなのであります。

しかし、この悪夢を封じるための、この上なく大切な、かけがえのない議院規則を、金子委員長は破ってしまったのであります。

今日に至る経緯を申し上げます。

要求書の提出から四日後の四月十六日に、金子委員長から野党提出会派に対し、筆頭間で協議してほしいと回答がありました。ところが、何とそこに居合わせた与党理事からは、仮に開会しても我々が出席しなければ定足数が足らず委員会は開会できませんよといった暴言がなされたのであ

ります。

そして、理事懇談会では、協議が始まったのは、開会要求から一か月以上もたった五月二十三日です。この日を含め、これまでに理事懇談が六回開かれました。この一連の協議の中で、六月七日に与党からは、総理の日程確保の都合上、十九日か二十六日の集中審議の可能性が提示されました。しかし、十九日は党首討論の予定日、二十六日は会期終了予定日であります。このようなふざけた提案を我々立法府は到底認めようがないのであります。

こうした参議院選挙前には何が何でも絶対に予算委員会には出席したくないという総理の御意向を受けた与党の提案に対し、我々は他の日程の検討を金子委員長に要請しましたが、結局、委員長は応えてくださらなかったものであります。

そして、十二日には、与党より、集中審議はできない、一般審議について検討するとの発言があり、それが十四日には、一般審議もできないとの回答に至ったのであります。

我々は、この会期末を見据えての国会と国民を弄ぶかのような与党の姿勢に抗議し、何度も金子委員長に開会を求めました。しかし、金子委員長は、混乱が目に見えている中で委員会を開くわけにはいかない、すなわち、その心は、開会しても与党議員が出席するつもりがないのだから委員会を開くわけにはいかないとの旨を述べ、開会を決断しなかつたのであります。

ここで、さきに申し上げた議院規則三十八条の趣旨に鑑みるならば、金子委員長の法的責務は、まさに職権を行使して断固として委員会を開催することのみにあるのであります。

議院規則とは、憲法五十八条に定める国会の自

律権そのものとして憲法上に明記されているものであり、規則違反はこの自律権そのものを踏みこじる暴挙なのであります。一見明白な議院規則の規範性を破棄することは立法府自らがその自律権を放棄することであり、それは、行政権や司法権が国会を軽視し無視することにつながるかねない、まさに三権分立の存立そのものを脅かす問題なのであります。

そして、まさに今から六年前、安倍政権によって我が参議院の……

○議長(伊達忠一君) 小西君、時間が超過しております。簡単に願います。

○小西洋之君(統) 我が予算委員会の自律権がじゅうりんされた事件が起きているのであります。すなわち、さきに申し上げました民主党の石井一委員長が、今回と同じく参議院選を控えた二〇一三年の六月二十四日、規則三十八条に基づき予算委員会を……

○議長(伊達忠一君) 小西君、簡単に願います。それに出席を拒否し、予算委員会潰しの暴挙に及んだのであります。憲法六十三条には、総理大臣は、「出席を求められたときは、出席しなければならぬ」と小学生でも分かる日本語で明記されています。

すなわち、議院規則三十八条の発動をなきものにする……

○議長(伊達忠一君) 小西君、時間が超過しております。簡単に願います。

○小西洋之君(統) 安倍総理による憲法六十三条違反等の暴挙があつた以上は、この度において、金子委員長は、まさに我が予算委員会と我が参議院の存立に懸けて、立法府の権限と自律を守り抜

くために、本院第一委員会の委員長の矜持を持つて、総理の御意向に従うだけの与党議員を制し……

○議長(伊達忠一君) 小西君、簡単に願います。

○小西洋之君(統) 安倍総理に対して、断固職権を発動し、委員会を開催する必要があつたのであります。

さらに、もう一つ、金子委員長においては、安倍総理を本院の予算委員会に出席させるため、何が何でも委員会を開会しなければならない責務があつたのであります。

それは、森友学園に関する決裁文書の改ざんであります。改ざんされた決裁文書は、一昨年の三月に……

○議長(伊達忠一君) 小西君、簡単に願います。

○小西洋之君(統) 憲法六十二条と国会法百四条及び百五条に基づく国政調査権の発動として、金子委員長の名で政府に提出要求がなされ、予算委員会採決によつて会計検査院に検査要請がなされたものであります。

すなわち、我が予算委員会は、我が参議院は、安倍内閣によつて……

○議長(伊達忠一君) 小西君、時間が来ております。簡単に願います。

○小西洋之君(統) 憲法が国権最高機関立法府に保障した国政調査権を侵害する違憲、違法の暴挙を被っているのであります。そして、さらには、安倍総理の憲法五十三条臨時国会召集義務違反によつてこの改ざんの暴挙が覆い隠されたまま、国民は二〇一七年の改ざん総選挙を強いられ

てあります。

国民を主権者たらしめるためにも、決然として予算委員会を開会する責務を負つていたのであります。

以上、提出された委員会開会要求に対し、開会を決断しない金子委員長長の態度は、明らかに参議院規則に反するものであります。規則違反の委員長は解任に値します。

○議長(伊達忠一君) このままですと発言を禁止せざるを得ません。簡単に願います。

○小西洋之君(続) さらには、こうした規則違反は、憲法五十八条の院内の秩序を乱す行為である懲罰事犯に該当すると言わなければなりません。

この規則違反は、参議院選挙の前に何が何でも予算委員会は絶対に開催したくないし、そこに出席などしたくないという与党と安倍総理の意向を尊重し、今だけ、自分だけ、選挙だけ、国民生活も民主主義も後は野となれ山となれという安倍ファーストによる私利私欲政治に加担するものであります。さらには、安倍総理が一ミリも答弁できなかつた法の支配の対義語、人の支配、安倍の支配の暴挙に加担するものであります。

以上が、予算委員長金子原二郎君解任決議案を提出する理由であります。

金子委員長は、この間、かつて決算委員長として、また予算委員長として、委員長席の壇上から、安倍総理の答弁ぶりなどに對し、このような答弁は委員会の在り方として許されるものではない、そうしたまなざしを私たち質疑者に向けてくださいました。

○議長(伊達忠一君) 小西君、時間が大幅に延長しております。このままでは発言を禁止せざるを得ません。簡単に願います。

○小西洋之君(続) また、本委員会の長崎視察に

おいては、金子委員長長の知事時代の輝かしい御功績に對し、本当に感激したものでございます。

しかし、国民と民主主義を守るために、議場の皆様に、本趣旨説明、本決議の賛成に心からお願いを申し上げまして、説明を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本決議案に對し、討論の通告がございます。順次発言を許します。高橋克法君。

(高橋克法君登壇、拍手)

○高橋克法君 自由民主党の高橋克法です。

私は、自民・公明を代表いたしまして、ただいま議題となりました金子原二郎君予算委員長解任決議案に對し、断固反対の立場から討論をいたします。

野党諸君は、今回、参議院規則第三十八条第二項の規定を引用した上で解任決議案を提出されているようですが、金子予算委員長は、これまで徹頭徹尾、議会制民主主義の本旨のつとめ、公正な委員会の運営に努めてきたことは周知の事実です。野党の開会要求をしつかりと受け止め、与野党の理事の間に立つて、公平中立な立場で双方の意見に耳を傾けておられました。それぞれに言い分がある以上、開会要求が出たことを受けて、委員会を開催する道を真剣に探り続け、政府・与党側にも努力を求め続けてこられたのに、これがなぜ解任決議案の提出につながるのか、全く理解ができません。

個別の案件は、それぞれの所管の委員会です。まずは現場でしっかりと意見を交わし、開会するか否かを決め、その上で議論されるべきです。予算委員会は予算を審議してしまえばそれで終わりと

いうものではありませんが、逆に、何でもかんでも予算委員会でなければ審議ができないということでもありません。それでは、個別の案件を所管する委員会の存在を軽視し、委員会に所属する委員の専門性をないがしろにしていることになってしまいます。

金融庁金融審議会の市場ワーキング・グループの報告書については財政金融委員会、防衛省のイージス・アショアの配備候補地をめぐる調査については外交防衛委員会において、各委員会の与野党の合意の下、委員会が開会され、議論が行われて、所管大臣から、反省し、適切に対処する旨答弁を受けております。金融庁の報告書については、厚生労働委員会でも総理入りで質疑がなされていきます。諸先輩たちが決算の院として実績を積み上げてきた参議院らしく、総理始め全大臣出席での決算委員会で締めくくり総括質疑が開催され、そこでも金融庁の報告書などについて総理や関係大臣に質疑が行われています。さらに、十九日水曜日には党首討論を行い、各党党首と白熱した議論が交わされました。

このような審議の機会がありながら、何が何でも予算委員会で開催しなければならないという各党の姿勢は、予算委員会至上主義あるいは予算委員会偏重という印象を拭えず、かえって国会、とりわけ参議院に常設された各委員会を軽んずるものと言わざるを得ませんし、まして予算委員長長の解任決議案の理由など全く見出すことはできません。

金子委員長は、地元長崎で県議会議員を三期務められ、その後、衆議院議員として五期にわたり御活躍されました。長崎県知事としての活躍も三期十二年にわたり、故郷のために御尽力されました。そして、知事としての実績を重ねた上で、大

都市への一極集中がやまない中、ふるさとの視点で国を変えるとの強い思いで参議院議員選挙に出馬され、当選されました。参議院議員になられたからは、決算重視の院である参議院において決算委員長を務められるなど、その御功績に疑いの余地はありません。

現在は予算委員長として、与野党を問わず公正中立に意見に耳を傾け、参議院らしい堂々とした審議となるよう謙虚に丁寧な努力を重ねてこられました。その高い委員会運営能力とすばらしい人格を疑う者はありません。常に、良識の府参議院においてどのような審議が行われれば国民の期待に応えることとなるのかと自問自答され、公平無私な委員会運営に努められていることは、予算委員会理事、委員のみならず、議場に参集されている諸君、皆が周知のことです。

以上申し上げましたとおり、金子予算委員長の人柄や実績は多くの方から尊敬されこそすれ、予算委員長としての運営も何一つ批判されるゆえんはありません。今回の解任決議案提出という暴挙には正当性のかけらもなく、到底受け入れられるものではありません。重ねて、圧倒的多数をもって否決されるべきものであることを申し上げて、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 杉尾秀哉君。

(杉尾秀哉君登壇、拍手)

○杉尾秀哉君 立憲民主党・民友会・希望の会の杉尾秀哉です。

私は、会派を代表しまして、ただいま議題となりました予算委員長金子原二郎君解任決議案に對し、断固賛成の立場から討論を行います。

金子委員長、衆議院五期、参議院二期、長崎県知事三期と、超ベテラン政治家であるあなたの識

見とバランス感覚、そしてリーダーシップに私たちは期待をしていました。しかしながら、今回の予算委員会開会要求に対する対応は誠に残念極まりなく、あなたは行政府をチェックする重要な舞台である予算委員会の長としては余りに不適格と断ぜざるを得ません。

参議院規則第三十八条第二項は、「委員の三分の一以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。」と定めています。ところが、我々が再三再四開催を要求しても、金子委員長は、与党の理解が得られないなどと逃げ回るばかりで、何ら指導力を発揮することはありませんでした。

ところが、金子委員長、あなたは去年の通常国会の締めくくり質疑で何とおっしゃったか覚えていますか。予算委員会は総予算の審議が終了したら終わりということは決してない、決裁文書書換え問題も主体的、継続的に調査し真相究明するという異例の宣言をされたのです。ところが、今回の対応はあのときは全く逆。この予算委員長としての矜持は一体どこに行ってしまったんでしょうか。

こうした金子委員長の責任放棄により、結局、予算委員会は三月二十七日以来三か月近くも開かれないまま。そして、我々の委員会開会要求も四月十二日から既に二か月余りもたなごらしにされており、これは、過去の例を見てもまさに前代未聞の事態と言わざるを得ません。ちなみに、今国会での予算委員会の開催日数は十六日で、通常国会としては最近十年間では最少にとどまっております。

もちろん、こうした背景には、委員会が開かれても我々は出席しないと言いつち、正々堂々と審

議拒否をする与党の数のおごりがあることは言うまでもありません。これぞまさに究極のサボリであり、国会制度の想定を超えた蛮行と言わざるを得ず、与党議員の皆さんには、我々野党議員をずる休みなどと非難する資格はどこにもありません。

今や、国会は、各党が論戦を尽くし、政策や理念を訴える良識の府とは程遠いものとなつてしまいました。三権分立がまさに危機に瀕しています。ひとえにその責任は、国民に対する説明責任を果たそうとしない独善的かつ独裁的な安倍政権と与党にあり、そのそんなくばかりに走つて立法府の権威を自らおとした金子予算委員長に、我々は満腔の怒りをもって抗議する次第であります。

では、なぜ、政府・与党がかくもかたくなに予算委員会の審議を、開催を拒否し続けるのか。それは、参議院選挙を控え、予算委員会での論戦で失点を避けたい安倍総理の思惑以外の何物でもありません。

内政、外交共に行き詰まり、八方塞がりどころか、十二万塞がりに陥つて手詰まり状態の中、十分な時間を取つて質問されれば、安倍総理お得意の切れる、はぐらかす、居直る姿があらまにさらけ出され、支持率が下がり、選挙に悪影響が出るおそれがあるからにはかなりません。

そもそも、一介の野党議員である私に安倍総理は、あろうことか、委員会室で自分の席から何度も何度も指を指してやじるくらいですから、推して知るべし。そうした総理の姿を隠したいという与党の皆さんの気持ちも分からないではありません。

では、予算委員会の空白の三か月間に何があつたのか。余りにも長過ぎてお忘れになつた方も多いと思いますので、簡単に御説明しましょう。四月十二日に私たちが予算委員会の開会要求を出したのは、安倍政権のメンバーが次々と不適切な言動を繰り返し、相次いで事実上更迭されたときでした。

総理と副総理の地元を結ぶ道路の建設に関する塚田一郎前国交副大臣のいわゆるそんなく発言と、櫻田義孝前オリパラ担当大臣の、東北の復興以上に大事なのは同僚議員というあり得ない暴言。そういった、その後、白須賀文科政務官の在京当番サボリ問題というのもありました。

また、沖縄辺野古の新基地建設問題では、二月の県民投票に続いて沖縄三区の補選でも、再び辺野古移設反対の揺るぎない沖縄県民の民意が示されました。さらには、建設予定地にマヨネーズ状の超軟弱地盤が広がっていることから、工事の行き詰まりはもはや誰の目にも明らかです。

一方、外に目を転じれば、外交の安倍はどこへやら。やることなすこと、ことごとくつまずき、負の連鎖が止まりません。まず、総理が、私とプーチンの手で必ずや終止符を打つと大見えを切つた北方領土返還交渉は、四島返還から二島、あるいはプラスアルファ、若しくはそれ以下と、バナナのたき売りのごとく方針転換をしても、結局プーチン大統領の対応はけんもほろろ。

では、ロシアが駄目なら今度は北朝鮮でと、最大限の圧力を掛ける方針から前提条件なしでの対話に百八十度かじを切つたものの、こちらも依然として会談のめどは立たず。

おまけに、御丁寧にも、一九年版の外交青書からは、それまでの青書には書かれていた北方四島の帰属やロシアによる不法占拠、さらには、北朝鮮の核、ミサイルについて、重大かつ差し迫った脅威という文言が消えました。これについて、総理の口からきちんとした説明は一度もされておりません。

そこで、今度はアメリカ・トランプ大統領来日で得点を稼ごうと、ゴルフに大相撲、居酒屋と最大限のおもてなしをするも、貿易交渉での密約らしきものを暴露されて必死の抗弁。全ては選挙後に持ち越しのことですが、それがどれほど高く付くのか、これまた総理の説明はありません。

さらに、そのトランプ大統領からイランとの調停を依頼され、ハメネイ師との会談は実現したものの、トランプ大統領との対話を拒絶された上に、まさにイラン訪問のタイミングで日本のタンカーが襲撃され、かえって中東の緊張を高める結果となつてしまいました。

外交の安倍のはずが、欧米メディアからはトランプ大統領のメッセンジャーボーイや初心者扱いされ、イラン訪問は選挙対策で、近年で最も失敗した調停外交などと酷評される始末です。こうした外交以外にも、予算委員会で総理にただしたいテーマは山ほどあります。

例えば、米中貿易戦争に端を発した景気減速と十月の消費増税実施に関わる問題。軽減税率の導入はなお相当な混乱が予想されますし、そもそも、過去二度の増税延期のときよりは今のほうがはるかに懸念大です。そして、とにかく配備ありきで突っ走つたとは思えないイージス・アショアの配備計画に関する

る調査データの誤り。この問題をめぐっては、イギリス・アシアの導入に関連して、本年度予算に千七百五十七億円という巨額の経費が計上されておりますが、配備予定地の秋田では、強い電磁波による健康への影響など数々の懸念がある上、今回新たに発覚した調査データの問題もあって、政府への不信感は募る一方です。

また、F35A墜落原因をパイロットの問題とし、拙速に飛行再開を決定する一方で、欠陥機との指摘もあるF35の爆買い計画は相変わらず変えないまま。

さらには、安倍政権の看板政策である国家戦略特区をめぐっても、加計学園のときと同様に、関係者の身内を優遇したのではないかと疑念やヒアリングそのものが隠蔽されていたことも分かりました。

そして、最大の問題は、何といつても、おとこの党首討論でも中心テーマとなつた二千万円老後資金と年金不安の問題でしょう。

金融庁の報告書を一旦は評価しながら、批判が高まるや、一転、受取を拒否するという麻生大臣の対応。制度の安心を老後の安心のごとくに宣伝しながら、年金だけでは老後資金が足りないという現実から目をそらそうとし、相も変わらず百年安心を連呼する安倍総理の姿勢。さらには、選挙が控えているからと、報告書の撤回を迫る自民党二階幹事長らの国民より身内が大事という態度。こうした政府・与党幹部の不誠実で不正直な対応が国民の不信を買い、不安のもととなっているのです。

これらを全て金融庁や報告書の表現の問題に矮小化するのではなく、報告書に書かれている内容を一つの試算、貴重な提言として真正面から受け

止めること、そして、不都合な真実であつてもそれをさらけ出し、国会で党利党略を排してとことん真摯に年金制度の在り方を議論すること、そこそが国民が求めている予算委員会の姿ではないでしょうか。

そうした政治のあるべき姿からは懸け離れているのが今の国会です。それは、ひとえに、森友、加計問題から今回の老後資金問題まで一貫している安倍政権の姿勢。都合が悪いことは隠し、改ざんし、なかつたことにし、説明しない。さらには、部下の官僚に責任を押し付け、ひたすらやっている感でごまかし続ける。これこそが安倍政権の不都合な真実であり、予算委員会不開催の真の理由にはなりません。

今からでも遅くありません。予算委員会、やろうじゃないですか。財政検証を出して、年金問題、徹底的に議論しようじゃないですか。

総理に時間がないとは言わせません。安倍総理には、吉本新喜劇の舞台に上がった、また、芸人さんと公邸で昼食を共にし、解散風を弄ぶような言動をしてテレビに取り上げてももう時間はあ

るわけですから。令和の改元と新天皇の御即位による祝賀ムードで全てをリセットさせようとしても、そうは問屋が卸しません。

最後に、繰り返しますが、参議院が言論の府としての権威を回復すること、そして真に国民に資する国会としての職責を果たすためにも、かくも長きにわたり開会要求を無視し続けてきた金子委員長は一刻も早く解くことこそが国民にとって最善であることを申し上げて、私の賛成討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 森ゆうこ君。

〔森ゆうこ君登壇、拍手〕

○森ゆうこ君 国民民主党・新緑風会の森ゆうこでございます。

私は、会派を代表して、ただいま提案のありました予算委員長金子原二郎君の解任決議案について、賛成の立場から討論いたします。

初めに、六月十八日に発生した山形県沖を震源とする地震で被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。政府に対して、復旧に全力を尽くすよう要請いたします。

地元新潟県村上市府屋地区で最大震度六強を記録した今回の地震では、微弱だったものの津波の到達が非常に早く、自治体からの避難指示や避難所の開設が間に合わないなど、課題を残しました。

新潟県には、世界最大級の柏崎刈羽原発があります。地震直後に東京電力が異常ありと誤った情報を送信して柏崎市長が激怒するなど、危機管理に重大な懸念を残しました。地震と津波による福島原発事故を経験した我が国において、ふるさとの人々を守りたいと願う原発立地県選出の議員として、私は、原子力エネルギーに頼らない新しいエネルギー社会の実現に、本気の原発ゼロへ、力を尽くしたいと決意を新たにしております。

参議院規則第三十八条第二項、「委員の三分の一以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。」委員長は、委員会を開かなければならないのです。金子委員長、あなたはなぜ予算委員会を開かないんですか。参議院規則を何だと思つていらっしゃるんですか。

塚田一郎元国土交通副大臣はそんな発言、櫻田義孝オリンピック・パラリンピック大臣は東日

本大震災からの復興以上に参議院議員が大事と発言。相次ぐ閣僚の更迭を受け、四月十二日、我々が参議院規則に基づき正式な予算委員会開会要求を提出してから本日で七十日、参議院予算委員会においてこのような露骨な先送りが行われたことは、平成以降、例がありません。

自民党の与党理事は、委員会には定足数がある、過半数を持つ与党が了解できない以上、委員会は開けないと述べ、金子委員長も、与党が応じなければ委員会は成立しないとして、委員会の定足数が満たされない見通しを盾に、事実上、開会を拒否しました。

与党が全ての委員会で過半数を持つている議会構成で、与党が出席しないから委員会を開かないという判断が許されるのであれば、「委員の三分の一以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない」という参議院規則は無意味になります。委員会を代表する委員長自らが参議院の自治を定めた参議院規則を否定するなどということは、あつてはならないことであります。

議院の自律の否定にはかならないこの委員長の発言に対して、その場で直ちに私が抗議を行いました。委員長は覚えておいででしょうか。私は、委員長も不適切であることを理解したからこそ、その場で抗議を受け入れ、発言を撤回されたのだと理解しておりますが、これは形だけの対応だったのでしょうか。

予算委員会の所管は予算と定められています。改めて言うまでもなく、予算は全ての国の支出に関わり、予算の執行主体である内閣の問題も当然その所管に含まれます。

三月末の予算成立後、予算の執行に深く関わる

閣僚の辞任や、発生から実に十か月たつてもいまだ終息がおぼつかない豚コレラ。軟弱地盤問題がとうとう隠し切れなくなり、一体幾ら掛かるのか、いつになったらできるのか、本当にできるのか、全く明確な説明もないまま、沖縄県民の強い反対の意思を完全に無視してますます強行される辺野古新基地建設問題。実質賃金の大幅マイナス。米国防通・大統領の来日中の発言が大きな波紋を呼んだ日米貿易交渉。米国会計検査院がF35は深刻な欠陥を抱えたままだと指摘しているにもかかわらず百五機を爆買する最新鋭ステルス戦闘機F35Aの墜落、そして原因究明がされないままの運航再開。我が国の独立と平和を守る自衛隊の命を何だと思っているんですか。現場からも怒りの声が上がっているというではないですか。イギリス・アシアの候補地選定に当たっては、何とグーグルアースを理解しないまま使用し、地図の縮尺や山の標高を間違えるという、有事のときにそれで役に立つのかいと多くの国民が突っ込みを入れたくなるような信じられない問題が発生し、さらには、その釈明の場で職員が居眠りをするという大失態。そして、六年と言われている世界的な好景気の周期も終わり、米中貿易摩擦やイランと米国の対立などの不安定要素も加わって、景気指標も悪化に転じています。

一体どれだけ多くの深刻な問題を抱えているんですか、安倍政権は。国民の間に広がる不安と不信と不満は大きくなるばかりです。

百年安心の年金改革をうたっていたはずなのに、老後資金に二千万円が必要だとした金融審議会ワーキング・グループの報告書と、自ら諮問しながらその報告書の受取を拒否するという前代未聞の対応には、開いた口が塞がりません。

年金問題は国民生活に密着した課題であり、老後生活の在り方、年金制度の在り方などについて、与野党を超えて議論を交わす必要がある大問題です。そもそも、十人のうち四人が非正規労働者で、その七五％が年収二百万円以下では、生活するだけで精いっぱい、とても貯蓄などできるはずありません。実際、日銀の調査では、貯蓄ゼロが二十代で六一％、三十代で四〇％、四十代で四五％、五十代で四三％。

十月には消費税一〇％への増税が待っています。安倍政権は国民の生活と我が国の経済を壊す気ですか。与野党の皆さんには苦しむ国民の声が聞こえませんか。権力者にそんなくして予算委員会の開会を拒否するのではなく、主権者である国民をそんなくしてはどうですか。

いわゆる百年安心の年金改革法案審議のときに、私は参議院厚生労働委員会の理事でした。締め総のため委員会に出席した小泉総理が法案の根幹であるマクロ経済スライドの意味を全く理解していないことに、委員会出席者が全員真っ青になったことを今でも鮮明に覚えています。法案成立後、十三年連続して保険料率を上げたことが、勤労者の可処分所得を減らし、企業の負担を増やし、結果として非正規労働者が更に進み、国民を貧しくしました。

今やるべきことは、私たち国民民主党が掲げる家計第一の政策、徹底して家計を豊かにする政策と賃金を上げる政策です。そして、異次元の金融緩和ではなく、異次元の少子化対策を行うこと。財源はこども国債、消費税は凍結。予算委員会を開いて、参議院選挙の前に国民の皆さんが選択できるように、堂々と議論しようではありませんか。

森友、加計、国家戦略特区でも新たな事実が次々に明らかになっています。議事録も全てオープンで、一点の曇りもないと繰り返し安倍総理が強調していた国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングは、実は会議の開催事実さえ隠蔽していたことが発覚し、当時、原座長代理の政治団体と同じ事務所、同じ電話番号、同じ職員で運営されていたコンサルタント会社が、規制緩和と提案事業者から報酬を受け取っていたことが分かりました。影のヒアリングはまだあります。しかも、影のヒアリングに対して委員に報酬が支払われています。おかしいじゃないですか。

国民民主党は、昨日、櫻井充議員が提案者となり、公務員の倫理規程も掛からず、やりたい放題の有識者委員について、利益相反、あつせん利得を処罰する法律制定に向け、基本理念を示す法案を提出いたしました。今だけ、金だけ、自分だけ、安倍総理のお友達だけ、おまけに、国家戦略特区ワーキンググループ委員だけが得をするような政治はもうやめさせましょう。

全ての委員会は委員長職権で開会されます。その重大な責務を放棄して、与党や官邸をそんなくするばかりで予算委員会を開催しない金子委員長と、立法院の権能を軽んじる与党に改めて強く抗議し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 藤巻健史君。
(藤巻健史君登壇、拍手)
○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻健史です。先日、新潟県と山形県を襲った大地震がありました。不便な思いをされている方が大勢いらっしゃると思います。被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

私は、日本維新の会・希望の党を代表いたします

して、ただいま提案された予算委員長金子原二郎君の解任決議案に対し、賛成の立場から討論を行います。

金子予算委員長は、三月二十七日の参議院予算委員会を最後に、自民党、公明党の与党以外の全会派の委員が連名で予算委員会開催を要求したにもかかわらず、開会することなく、良識の府参議院の存在理由をなくするに至りました。金子委員長は責任を取らざるを得ません。

以下、その理由を申し上げます。

参議院規則第三十八条二項に以下の文言があります。委員の三分の一以上の要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

私も野党の全会派の委員は、四月十二日に金子委員長に対し予算委員会開催の要求を行っております。その後六回開会された予算委員会理事懇談会で開会を促しているにもかかわらず、金子委員長は参議院規則を無視して、予算委員会開催の要求に応じていません。

国会の運営は、法の支配という原理に従い、規則を遵守し、その中で議論を深めて熟議を行うものです。開会要求があるにもかかわらず予算委員会が開催されないことは、規則の遵守の重要性をおさなりにしています。与党が規則を無視し遵守しなければ、相対する野党も規則を無視し遵守することなく、それは国会の運営が規則無視で行われることにつながります。私たち日本維新の会・希望の党は、予算委員会が開会されぬことをアリの一六として、国会全体の運営が規則無視で行われ、收拾が付かなくなることを危惧しております。

私たち日本維新の会は、ただ国会の進行を遅ら

せたり、政策論争を避けるために解任や不信任という決議案を提出することには反対しています。しかし、金子委員長御自身が予算委員会を開かないことで参議院規則を破っている。法の支配に服していません。これには、金子委員長が予算委員長として不適格であるとし、申し上げられませんか。

四月十二日に金子委員長に対し予算委員会開催の要求を行った理由は、安倍内閣の閣僚や副大臣の不適切な発言と辞任が相次いだことから、安倍首相の政治姿勢を問うものでした。

その後、十月に予定されている消費税増税の延期策も浮上しました。日本維新の会・希望の党は消費税増税に反対しております。これを予算委員会でも議論すべきと考えています。

また、五月後半にはアメリカ合衆国のトランプ大統領が国賓として訪日され、安倍首相と会談以外にも親密にゴルフや大相撲を楽しまれたと報道されていきました。その間、日米貿易交渉、米中の貿易摩擦や北朝鮮問題など、いろいろな問題について意見を交わしたのだと推測していますが、会談した以上は、国民の代表である国会の予算委員会場でトランプ大統領訪日による成果や今後の問題を報告し、議論する義務があるのではないのでしょうか。

直近のいわゆる老後二千万円問題に関しては、財政金融委員会でも取り上げられました。しかし、この問題は、ワーキング・グループの報告書を受け取らない態度が本質ではありません。本質は、年金の真実を明らかにしようとし、年金制度自体に根本的な問題があることです。これこそ予算委員会を開会して議論をするべきことではありませんか。

日本維新の会は、設立時から、極端な負担増や極端な給付削減は望ましくない、また、世代間不公平を避けるために、賦課方式から積立方式への移行を提案しています。予算委員会を開会しないというところで、国民の皆さんの将来不安を払拭するための議論の場を奪っているのです。

予算委員長を始め常任委員長は、国会法に定める各議院の役員であり、厳正、中立、公平な立場で規則を遵守して委員会運営に当たるべき立場にあります。しかしながら、金子委員長御自身が参議院規則を遵守せずに予算委員会を開会しない運営では、今後も運営が規則無視で行われ、收拾が付かなくなる危惧を払拭できません。

このような予算委員会のありようを、規則を遵守し、国民の期待に応えるものに転換させる必要があります。

以上の理由から、金子委員長解任決議に賛成し、国民の声を真摯に聞き、規則を遵守し、公正な委員会運営を行う委員長を新たに選任することを求めています。私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

議長(伊達忠一君 辰巳孝太郎君)

(辰巳孝太郎君登壇、拍手)

○辰巳孝太郎君 私は、日本共産党を代表して、金子原二郎予算委員長解任決議案に賛成の立場で討論をいたします。

金子委員長は、二〇一七年の通常国会において予算委員長に就任されました。まさに森友事件が起った年に予算委員長という重責を担われたわけでありました。

その年の三月には、予算委員会として国有地売却の経緯、適正性についての調査を会計検査院に求め、森友事件の真相解明への姿勢を示しまし

た。

また、八億円値引きの根拠となった工事業業者作成の報告書に虚偽が発見された際、国交省は業者に直接確認しようせず事態の幕引きを図ろうとしました。しかし、委員長は国交省に直接指示を出し、その結果、事業者からは試掘写真のデータなどが提出されました。このデータによって地中深くのごみの埋没がより決定的となったのです。

そして、昨年の総予算審査が終わる直前の三月二十八日には、採決が行われるが、国政上の諸課題がこれだけ山積している状況にあるので、予算委員会は総予算の審査が終了したら終わりということ、私としては全く考えておりませんと発言し、その後の予算委員会の開催につながったわけでありました。

今年の通常国会では、厚生労働省の毎月勤労統計不正が明らかになりました。二〇一八年の東京の大規模事業所の不正調査がこっそり補正されていたことに加え、統計委員会の承認を得ず、ベンチマーク更新の遡及補正がされないまま統計方法の変更がされ、賃金の急上昇を招いた問題です。

この賃金上昇に官邸が関与していた疑惑は払拭されておられません。だからこそ、委員長は、今年の締めくくり総括質疑の前日にも、総予算審査が終わっても委員会を開くことはできるので協議をさせていただきたいとまで述べていたのです。

その後も、採算が取れないと凍結されていたにもかかわらず、安倍総理と麻生大臣のそれぞれの選挙区を結ぶ道路建設を進めようとする、いわゆるそんなく道路問題など、露骨な利益誘導の政治が明らかに、予算委員会の開催の必要はより一層高まりました。

ところが、その後も与党は予算委員会の開催に応じることはなく、時間だけが過ぎていきました。その結果、我々野党は、四月の十二日、参議院規則第三十八条二項の規則に基づき、委員の三分の一以上をもって予算委員会の開催要求を委員長に行うに至ったのであります。

ところが、金子委員長の対応は信じ難いものでした。委員長は、予算委員会を開催したとしても自民党が出席しないと断言しているのに、委員会は開催しないという姿勢に終始したのであります。

そもそも、委員会の開催は委員長の権限であり、参議院規則第三十八条二項は委員の要求権を定めたものであります。委員長は、与党がどういう態度を示そうが、委員の三分の一以上の要求があれば、それに応じて委員会を招集し、実際に開会しなければならぬのです。そうでなければ、重大な法令違反です。委員長は、官邸と与党の言いなりになり、理由にならない理由で参議院規則に背き、その職責を果たそうとしなかったのです。その結果、このような形で解任決議を提出する事態に至ったことは、誠に残念でなりません。

与党、金子委員長の姿勢は、行政監視機能の強化について、参議院改革協議会において与野党が何度も議論を重ね一致した結論の中身とも矛盾します。

当協議会において、自民党の議員からは、行政監視機能を強化するためには、行政監視委員会のみならず、参議院全体として真摯に取り組む必要がある、行政の活動は国会の開会、閉会にとどまらず常時行われていることに鑑み、これを監視する参議院の活動も一年を通して常時行われるべきとの発言がありました。

また、公明党の議員からも、なぜ今参議院で行政監視機能の強化に取り組むのか、官僚の天下りや行政文書の取扱いなどに対して国民の目は厳しい、立法府からの行政監視が今こそ求められている、行政を常時監視することが重要であるとの発言もありました。

政権全体に関わる大問題が起きているときに総理出席の予算委員会を開いてたすことは、行政監視にとつても最も重要なことであります。当協議会における議論と結論に責任を持つならば、与党は予算委員会の開催に合意するのは当然ではありませんか。与党諸君の言行不一致も甚だしいと言わなければなりません。

予算委員会開催要求後も、議論すべき国政の課題は積み上がっていました。

いつの間にか全島どころか二島返還すら危ぶまれるようになってきた北方領土問題、農産物貿易などで日本が米国に大幅譲歩を約束した疑念が出ている日米交渉など、これらは、外交演説すらなく、国会に全く説明がないじやありませんか。

それだけではありません。米中貿易摩擦による日本経済への影響、景気動向指数において六年二か月ぶりに悪化の指標が出たにもかかわらず強行しようとする消費税増税など、予算委員会を開いてたださなければならぬ諸課題が山積しています。

参議院選挙が間近に迫った今、国政の争点を国民に示した上で国民からの審判を得る責任が国会にはあるのではないですか。

六月に入ってから重要な三つの政治課題が浮上をしました。

一つは年金問題です。

老後二千万円の蓄えが必要とした金融庁の審議

会報告書を、麻生金融大臣が、政府のスタンスと異なる、あるいは誤解と不安を広げるなどとして受取を拒否してきた問題であります。

政権の姿勢に対して、納得できないとする国民が七割にも上ります。事実を隠蔽し、ごまかすために報告書を受け取らないという対応を取るこそが、不安と不信を広げていると言わなければなりません。

また、報告書に関する質問主意書に対して、答弁できないという驚愕の閣議決定がなされました。金融庁のホームページにも掲載されている公文書を答弁できないとは、一体どこまで国会と国民を愚弄しているのでしょうか。

結局、百年安心の年金は、制度維持の話であつて、国民に百年安心できる水準の年金を保障するものではないということが浮き彫りになったのです。年金の現状から目を背けることなく、国民の老後を支える年金制度とするためにどうするか、徹底議論が予算委員会では必要ではありませんか。

二つ目は、陸上配備型迎撃ミサイルシステム、イージス・アショアの問題であります。

この配備先を決める調査が大変ずさんものであつたことが分かりました。高さや距離の縮尺が異なることに気付かず、仰角を誤ったという信じ難いものであります。また、新屋に配備するには津波対策が必要であるにもかかわらず、それを隠していたことも明らかになりました。

政府は、新屋が適地であるという根拠が崩れた後も新屋配備の姿勢を崩さず、それが地元の方々や国民に、新屋ありきではないかという不信を抱かせています。調査がいかげんなものであつても、地元の合意が得られなくても、アメリカの意向に沿って配備を強行する政府の姿勢は、全く許

されるものではなく、徹底な議論が必要であります。

三つ目は、国家戦略特区ワーキンググループをめぐる疑惑です。

ワーキンググループ座長代理の原英史氏と深い関係にある特区ビジネスコンサルティングが、原氏の指南も受けて特区提案をし、コンサル料も受け取っていた問題で、この提案ヒアリングそのものが隠蔽されていたことが野党の追及で明らかになりました。

加計学園をめぐる問題で、安倍総理はワーキンググループについて、透明性の高い仕組み、全て議論はオープンと答弁していましたが、全くのうそっぱち、真つ黒闇のブラックボックスではありませんか。疑惑の解明と国家戦略特区の在り方そのものについて徹底した議論が、これも予算委員会で必要であります。

これら多岐にわたる問題を議論するのは、総理も含め各大臣が出席する予算委員会しかありません。官邸と与党が予算委員会の開催に合意しないのは、これらの議論から逃げるためであることは明らかではありませんか。

そして、金子委員長が予算委員会の招集を拒否し続けることは、国民の知る権利を阻害するものであり、言論の、良識の府たる参議院の権威を失墜させるものにほかなりません。

官邸と与党の忠実なしもべではない金子委員長には公正中立たる委員長の職責は到底果たせないうことを述べて、私の委員長解任決議案への賛成討論といたします。(拍手)
○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

相原久美子君外六十九名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されておりま

す。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(伊達忠一君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十票

白色票

八十六票

青色票

百四十四票

よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) この際、お諮りいたします。

蓮舫君外三名発議に係る財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よつて、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。蓮舫君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔蓮舫君登壇、拍手〕

○蓮舫君 立憲民主党・民友会・希望の会の蓮舫です。

私は、立憲民主党・民友会・希望の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党、沖縄の風各会派共同提出の国務大臣麻生太郎君問責決議案について、提案の趣旨を説明します。

まず、決議の案文を朗読します。

本院は、財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君を問責する。

第二次安倍内閣が発足してから、既に六年半余りとなりました。麻生氏は安倍内閣の要職である財務大臣と金融担当大臣を担つてこられました。その在職日数の長さとは裏腹に、安定感のある職務執行が行われたところか、何人もの大臣が辞任しても不十分なほどに、財務省や金融庁をめぐる問題が次から次へと発覚しました。麻生大臣は、その都度、全く指導力、解決力を示すことなく、ただただ指摘をうやむやにしながら先送りを繰り返してきました。もう限界です。麻生大臣が

これ以上地位にとどまるべきではない、まずはその点を強く指摘をします。

年金百年安心は本当なのか。あるものをなかつたことにした麻生大臣の決定が国民に大きな不安を与えています。

今、国会を大きく揺るがせている金融審議会の報告書をめぐる問題では、世論調査によると、実に七割を超える方々が、あなた自身の不可解、不誠実極まる対応を問題だと感じています。そして、そのことは、公的年金そのものの不信に結び付き、公的年金制度を信頼できない人が六割を超える状況となつてしまつています。

金融審議会市場ワーキング・グループは、二〇一八年九月以来計十二回にわたり、高齢社会のあるべき金融サービスとは何かについて議論を行つてきました。先月二十二日に示した高齢社会における資産形成・管理報告書案では、社会保障給付が低下するとの前提の下、高齢夫婦無職世帯の老後資金として、公的年金以外に月五・五万円、三十年間で約二千万円が必要と試算し、貯蓄やパランスの取れた投資や運用の必要性も記載された上で報告をされました。

しかし、ネットを中心に報告書案を問題視する声が広がり、金融庁は混乱を回避しようとして、その後、六月三日に公表された確定版の報告書では、社会保障給付の低下に関わる記述は全て削除され、さも最初から存在しなかったかのような書きぶりになりました。国民の不安を背景に報告書が国会で取り上げられると、老後の生活を保障する柱である年金への不信が一気に噴出して

した。

この間、麻生大臣の発言は二転三転しました。六月四日時点では全く問題視していなかったものが、六月十日の参議院決算委員会では、表現は不適切としながらも撤回はしませんでした。ところが、翌十一日、自民党の二階幹事長が金融庁に抗議をするや否や、麻生大臣は、世間に著しい不安を与えている、政府の政策スタンスとも異なる、正式な報告書としては受け取らないと態度を一変させ、審議会に諮問をした大臣が報告書を受け取らないとの前代未聞の驚くべき報告をしました。

二階幹事長は、記者に問われて、我々は選挙を控えている、候補者に迷惑を及ぼすことのないよう党としてはしっかり注意すると、素直過ぎる本音で答えています。この夏の参議院議員選挙を前に、この報告書をなかつたことにしようとする強引に解決しようとする姿勢に、多くの国民も驚きと怒りを感じています。

また、我が党の中谷一馬衆議院議員の質問主意書においては、報告書について、世間に著しい誤解や不安を与え、政府の政策スタンスとも異なる、当該報告書を前提にしたお尋ねについてお答えすることは差し控えたいと、政府一体となつて答弁を拒むという隠蔽工作が行われました。

しかし、本年四月十一日に開催された同ワーキング・グループでは、出席した厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長が、提出した資料について、今後、実収入の社会保障給付は低下することから、取り崩す金額が多くなり、さらに余命も延びることで取り崩す期間も長くなるわけで、今からどう準備していくかが大事なことになりますと説明しているじゃないですか。

金融庁自身も、退職後三十年間、最大三千万円の資産形成額が求められるとの試算をしていたことも明らかになりました。社会保障給付が低下す

ることは、現在の政府の政策スタンスそのものであり、選挙を前にその事実を隠蔽しようとする姿は国民を愚弄しています。

麻生氏が取るべきだった行動は、受け取らないと、政府に不都合な真実を隠蔽し、百年安心と声高に唱えるだけではなく、国民の不安に向き合い、丁寧に説明すると同時に、年金制度の持続可能性を国会で審議するために厚労省に財政検証を今すぐ提出させることではなかつたでしょうか。あるものをなかつたことと強弁することではありませんでした。

そもそも、この問題視されたワーキング・グループの報告書を国会で質問されるまで読んでいなかったことも、怒りを通り越してあきれられるばかりであります。どの政府のどの政策スタンスと異なるのかが明確にならないまま、諮問をした大臣が審議会の報告書を受け取らない事態は、行政の客観性や専門性を担保するために設けられた審議会を私することを許すものであり、決して許してはいけません。この暴挙が認められれば、今後、審議会の報告は、政府の意に沿わない意見はなかつたことに、政治家の顔色をうかがい続けるそんな報告書のみが受け取られることにもなりかねません。このことは、民主主義の危機にほかならないと強く指摘をします。この一点においても、麻生氏を大臣としてその任にとどまらせるべきではないと強く訴えさせていただきます。

次に、森友学園をめぐる公文書改ざん問題もございました。

森友学園については、国有地の大幅値引きという異常事態に始まり、認可をめぐる疑惑、安倍昭恵総理夫人の関与をめぐる疑惑、理事長が運営する幼稚園における教育内容の問題など、次から次

へと国民不在のあつてはならない疑惑や問題が発覚しました。

その最たるものが財務省による公文書改ざんです。森友学園をめぐる様々な疑惑が国会内で噴出する中、財務省は、その矛先を少しでも緩めようと、実際の公文書を改ざんして国会に提出。国会への説明、国会の要請に基づく会計検査院の検査も、驚くことに改ざん後の文書で行われました。

さらに、国会でそのことへの追及が始まると、説明が付かない指摘や質問に対して、優秀なはずの官僚は、一様に記憶がありませんと繰り返す始末です。一切の記憶をなくす優秀者も大したものだと思います。組織を挙げて何を隠蔽しようとしたのか、今になっても動機や原因、責任の所在は結局何も明らかになっていません。

昨年、国会では、その動機等を説明するためにも、財務省本省と近畿財務局のやり取り、大阪航空局とのやり取りなどが記された行政文書、国会答弁の想定問答の情報公開を求めましたが、財務省は、積極的な協力をするどころか、業務の遂行に支障を来すおそれがあるとして、全て不開示とする決定をしました。

前代未聞の公文書改ざんを行っておきながら、実態解明の努力を行わないこの姿勢に驚きを禁じ得ませんでした。我が党の川内博史衆議院議員が、財務省のこの決定を不服として総務省の情報公開・個人情報保護審査会に訴えたところ、今年六月十七日に、当該審査会は、不開示と判断した根拠を具体的に示していない違法なもので取り消すべきだと、不開示は違法と提言をしました。ところが、財務省は、今なお、この違法の答申が出たにもかかわらず、対応は検討中としています。まさか、麻生大臣、総務省のこの答申までも

が、政府にとつて、財務省にとつて不都合なので、なかったとして受け取らないおつもりでしょう。この森友学園疑惑、公文書改ざんの真相解明に全く協力しない上に、総務省の審査会答申に対して不誠実極まりない姿勢の麻生氏に対しては、大臣としての資質に欠けていると改めて申し上げさせていただきます。

国民の財産であり、国家の礎である公文書をないがしろにし、前代未聞の不祥事です。それにもかかわらず、誰一人その任を問われることなく、責任者の中心、一人であった当時の佐川理財局長は、驚くことに国税庁長官に昇進し、退職金のほぼ満額を受領して無事退職をしました。結果責任を負う麻生大臣は、この不祥事の責任を自らしっかりと負うべきだと指摘をさせていただきます。

次に生じたのが、福田財務省事務次官のセクハラ問題です。

前代未聞の公文書改ざん問題が国を揺るがしているさなか、事もあろうに、当時の福田財務省事務次官のセクハラ問題が大きく報道されました。福田事務次官は、財務省記者クラブに所属する女性記者を酒席に誘い、とても聞くに堪えない言葉を再三にわたって繰り返した様子が録音された音声が発見されました。

次官という地位にあることを利用し、取材をしなければならぬ記者にセクハラ、パワハラを行つた行為は、人として、社会人として恥ずべきであり、到底許されない行為であります。本来、即刻更迭に値すべき事件でもあるにもかかわらず、週刊誌発売から何と四日たつてようやく辞任、しかも自発的離職であり、更迭ではありませんでした。

この間、福田次官の事務を代行した官房長は、

名のり出るのがそんなに苦痛なのかと暴言をしました。麻生大臣自身は、福田事務次官が被害女性にはめられて訴えられているんじゃないかと世の中に意見もあると、一体そんな声がある世の中とはどこなのかと首をかしげるような発言。さらには、セクハラ罪という罪はない、男の番記者に替えばいい、福田次官を擁護するような発言を繰り返しました。また、当該記者が所属するテレビ局からの抗議文について聞かれると、もう少し大きな字で書いてもらった方が見やすいなと思つた程度に読んだと、不誠実極まりない対応を繰り返しました。

セクハラ被害者の権利やその保護とはおよそ懸け離れた言動を繰り返した麻生大臣に対して、各地で抗議行動が起り、内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会においては、あつてはならない人権侵害とする緊急声明まで発表されました。

ところが、麻生氏からは、いかに自分が時代と懸け離れていたか反省の弁、一言も聞かれませんでした。このような人権感覚のない大臣に国の基礎である財政を預けることは到底できません。

また、今年二月三日に福岡県で行われた講演の中で、麻生大臣は、少子高齢化に関して、いかに年寄りが、取つた方が悪いみたいなことを言っている変なのがいっぱいいるけど、それは間違っていますよ、子供を産まなかった方が問題なんだからと発言をされ、世間や国会で問題視されると、誤解を招くような発言だったとして撤回させていたと、不快に思われた方がいるのであればおわびを申し上げると。おわびという割には、受け取る側に誤解があつたと主張されました。

実は、麻生氏は、二〇一四年の十二月七日、札幌市内の演説で、高齢者が悪いようなイメージをつくっている人がいっぱいいるが、子供を産まない方が問題と、同じ持論を展開しています。

不快に思う方が問題かのような、撤回とは口だけの姿勢、時代の変化から学び、少子化問題の本質を調査し、丁寧な対策を講じようとしないう政治家としての姿勢そのものも大臣の任に値しないと強く指摘をさせていただきます。

金融担当大臣としても、その責任を強く問わねばなりません。

シェアハウスへの融資を中心とするスルガ銀行の約一兆円にも上る不正融資に当たっては、銀行が主体的に与信の判断材料となる融資先の資産や価格を捏造していることが明らかになりました。

このような不正融資が過熱した背景には、金融庁の姿勢がありました。安倍政権が進めるゼロ金利政策の結果、収益源に困る地銀に対し積極的に融資をするよう指導し、あろうことか、スルガ銀行を地銀のお手本として持ち上げました。金融庁に大きな責任があると言われても当然であります。金融庁が持ち上げるその裏側で、スルガ銀行がガバナンスもコンプライアンスもかなぐり捨てて無謀な融資に突き進み、多くの被害者を返済不能に陥らせた粗い監督の責任は、当然、金融担当でもある麻生大臣が負うべきものであります。

今から約二十年前です。過度の行き過ぎた接待、甘い検査を受けて、当時の大蔵省は、初めて検査の捜査を受け、四名の逮捕者を出しました。破廉恥な接待の実態が国民に赤裸々に発表される中で、官僚の中の官僚と言われた大蔵官僚の矜持は地に落ちました。その年、大蔵省の不祥事根絶のために設けられた大蔵省の行政の在り方に関する懇談会の報告では、冒頭、不祥事の根絶の指針

として、公私の別を明らかにした上で、新しい民間との関係の在り方を常に念頭に置いて職務を行うことが求められる。そして、座長は、談話として、民主政治においては、行政運営においても、政治家がその使命を自覚し、リーダーシップを取るべきであり、大臣については、その職責が十分果たされるよう在任期間の長期化を図るべきである。

令和の時代になった今、当時の大蔵省に求められたことは、今なお、まだ何ら解決されていません。公僕である公務員の初心を捨て、官邸、政府、省益、私心のことしか考えずに繰り返される不祥事。在任期間の長期化は図ったものの、政治家としてのリーダーシップを取ることもなく、漫然と長期在任を続けた結果、緊張感がなくなった麻生大臣の姿は、もはやその任を続けるに値をしません。

最後に、麻生氏は、財務大臣の最も重要な職責である財政再建への取組が全く不十分であることも指摘しておきます。

日本の財政は悪化の一途をたどり、プライマリーバランスの黒字化目標は二〇二五年に五年も先送りされ、しかも、今年度予算は、財政等審議会の、平成時代の財政運営の失敗と過ちを二度と繰り返してはいけない旨の建議を一顧だにせず、過去最大の百兆円を超える予算を編成しました。財政規律を緩め、重要な職責を放棄した麻生氏の責任は、次世代に対しても極めて重いと断ぜざるを得ません。

これ以上、国益を損なわせないためにも、麻生大臣が一刻も早く辞任することが、効率的かつ透明な行政と健全な日本経済と国民生活を取り戻すことの第一歩となると申し上げ、私の麻生太郎君

問責決議案の趣旨説明といたします。
各位の御賛同を何とぞよろしくお願いいたします。
(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。三木亨君。

(三木亨君登壇、拍手)

○三木亨君 自由民主党の三木亨です。
自民・公明を代表し、ただいま議題となりました麻生財務大臣・金融担当大臣に対する問責決議案に対し、断固反対の立場から討論をいたします。

年金は老後生活を支える柱です。そして、年金制度は、国民の皆様の信頼があつて初めて成り立ち得る制度です。政府は、これまでも、年金制度の持続可能性を確保するために、丁寧に多角的に議論を行い、年金の財政基盤を確かなものとする手だてを講じてきました。一方、そもそも高齢者の生活や収入は様々であるだけに、年金制度も単純なものではありません。しかも、働き方も生活スタイルもますます多様化している現代では、単純なモデル一つだけでは年金制度を語ることは到底できません。

にもかかわらず、今回、金融庁金融審議会市場ワーキング・グループの報告書では、夫が六十五歳以上、妻が六十歳以上の夫婦の場合、公的年金だけでは平均で毎月の赤字額が約五万円になるとし、その場合、三十年で約二千万の金融資産の取崩しが必要になるという極めて単純化したケースを提示し、全ての国民がこのケースに当てはまるかのような記述を独り歩きさせてしまいました。統計資料の一場面を切り出し、年金の所管行政庁

たる厚生労働省と十分な調整もせず、国民の皆様には大きな誤解を与えかねない、配慮のない表現を行ったことや、平均値だけの議論は不適切であると言わざるを得ません。

モデルケースの提示に丁寧さ、慎重さを欠き、一方的に国民の不安をかき立てた本報告書は、現時点では金融審議会に報告もされていない段階であるわけですから、金融担当大臣が金融審議会の正式な報告書として受け取らないというのは何らおかしい話ではありません。報告書の一部ではあつても、公的年金について不適切、不適正な分析、記述により国民の皆様には混乱をもたらしかねず、政策遂行の参考にはできないという理由で判断したことは、前代未聞の暴挙でも何でもありません。

これまで、参議院において、総理、麻生大臣や関係閣僚は、決算委員会、財政金融委員会、厚生労働委員会、マクロ経済スライドとはどのようなものか、なぜ年金百年安心というのか、説明を尽くしてきました。また、アベノミクスの推進による経済の持続的な成長を背景に、公的年金の運用益も増加を続けていることも累次説明してきました。政府はしっかりと説明責任を果たしております。引き続き、丁寧に説明を求めます。

野党の諸君は、財務省における決裁文書の改ざんなどにも触れていますが、麻生財務大臣は、決裁を経た公文書の改ざんはあつてはならないことであり、国民の皆様様の信頼を揺るがす事態となつてしまつたことに対し大きな責任を痛感した上で、文書管理の実務を根底から立て直すべく、財務省における行政文書の作成、管理の適正化に率先して当たつていきます。その他の問題にも徹底した調査と対応、そして職員に士気に配慮しながら

ら、財務省全体の意識改革、信頼回復に努めていきます。

激しさを増している米中貿易摩擦や自由貿易体制の堅持、グローバル化やデジタル化を背景とした国際的な租税の在り方、暗号資産などこれまでになかった新しい技術に対応した金融行政、経済成長と財政再建の両立、そして十月からの円滑な消費税率引上げなど、麻生副総理兼財務大臣・金融担当大臣が取り組むべき課題は山積しています。

本年六月、福岡で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議では、議長として、低所得国の債務問題や自然災害に関する強靱性など開発金融に関する議論を牽引し、まとめ上げたように、国際的な舞台での我が国の存在感の向上にも大きく貢献されています。

これまでの経験、人脈などを最大限に生かして、引き続きしっかりとその職責を果たしていただかなければなりません。

以上、今回の問責決議案が速やかに否決されるべき理由を申し上げます。

麻生大臣の下、引き続き、令和という新しい時代に対応した財政政策、金融政策が力強く推進されていくよう、本問責決議案については断固否決していただくよう求めて、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 江崎孝君。

(江崎孝君登壇、拍手)

○江崎孝君 立憲民主党・民友会・希望の会の江崎孝です。

財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案に対し、賛成の立場から討論をいたします。まず、一言申し上げます。

開くべき予算委員会を開かずに国会議論を放棄し、国民生活に大きく関係する議論すべき内容の報告書をなかつたものにして議論に蓋をする。全くもって言語道断です。委員長解任決議や大臣問責決議の議論より、予算委員会を開き、報告書の内容をしつかり議論する方が今やらなければならぬことのはずです。その議論の方が国民の皆さんにとつてもはるかに有意義なのです。

議論の府である国会の活動を与党が放棄する以上、問責決議という非常手段を使って、あなた方の無作為とひきような態度を国民の皆さんに知ってもらうしかありませんか。

大臣問責の責任は、麻生大臣だけではなく、与党議員全てにあることをまず指摘しておきます。

今、国民の間では、年金問題に関する怒りの声が渦巻いています。それは、金融庁の金融審議会市場ワーキング・グループの高齢社会における資産形成・管理報告書に記載された内容と、それに対する政府・与党の対応に対する怒りの声です。老後の生活不安、将来に対する絶望感をかき立てられているからにはなりません。

ワーキング・グループの報告書の内容も余りにも唐突であります。この報告書に対する国民からの批判が高まったことを受けて、記者会見にて麻生金融担当大臣が報告書を受け取らないと発言したことは前代未聞。国民の怒りは頂点に達しています。許されるはずがないではありませんか。審議したワーキング・グループの委員も、選挙対策を最優先にして有識者の提言をなかつたものにするとは何かと大臣の受取拒否に怒りを隠していません。

さて、討論で報告書の内容に触れる前に、麻生大臣、あなたは、そもそも財務、金融を所管する

大臣にふさわしくない方であることをまず指摘しなければなりません。

リーマン・ショックのとき、あなたは念願の総理大臣になられていた。ショックは欧米の方が深刻で、日本は傷が浅いと言われていた。総理大臣としても、日本経済は全治三年といううてんぎな発言をしておられた。当時の経済政策はすばらしかったと言う人もいますが、とんでもありません。

傷が大きいはずだったアメリカよりも、日本の不況はもつと深刻なものになってしまふ。その原因は、麻生大臣、あなたの経済政策にありました。財務省の財政再建のお先棒を担ぎ、世界の国々が金融緩和で対応したのに、あなたがやったのは金に糸目を付けぬ十五兆円の経済対策です。経済再生を優先しつつも三年後には消費増税にめどを付けるという財政再建の財務省路線では、とても世界金融危機に乗り切れるはずがありません。十五兆円の効果は何も出ず、結果は、猛烈な円高とデフレに襲われ、麻生政権時代、東証一部だけで時価総額百三十兆円が吹っ飛び、上場企業二十九社が倒産、GDPは年率換算一二・七％も下がってしまった。当然、内閣支持率はがた落ちです。初期対応のまずさが深刻な事態を生んでしまった。第二次安倍政権になり、異次元の金融緩和を財務・金融大臣となつたあなたが推進している。皮肉なことです。しかし、そのアベノミクスも失敗に終わろうとしている。

麻生大臣、あなたは元々、財務、金融に関わるべき方ではなかつたのです。最もふさわしくない人が財務、金融の担当大臣に就いている。問責決議の前に、一刻も早く財務・金融担当大臣を辞任すべき方なのです。

元々、今回の報告書が出された発端は、二〇一六年四月に麻生金融担当大臣が金融庁ワーキング・グループに対して、市場、取引所をめぐる諸問題に関する検討を諮問したことに始まります。ワーキング・グループでは有識者による議論が進められ、六月三日に報告書が公表されました。この報告書は今でも金融庁のホームページで公開されています。

公表翌日の四日の閣議後記者会見で麻生大臣は、この報告書に関連して資産形成に対する問題意識を記者から問われた際に、人生設計を考える手伝いを金融機関がやった方がいいというのが金融庁の基本的な考え方と肯定的に評価していました。

その後、この報告書に対して野党から年金制度が崩壊しているとの声が上がったことを受けて、麻生大臣は、六月七日には表現が不適切だったと言ひ出しました。さらに、参議院決算委員会でも我々が会派の連立議員を始め各野党から追及を受けるのと、十一日の記者会見で、これまでの政府の政策スタンスと異なっているのを、担当大臣としては正式な報告書としては受け取らないと、これまでの姿勢をまるでなかつたかのよう否定しました。

自らが諮問し、専門性の高い有識者に時間と労力を掛けて審議してもらい、報告書にまとめてもらったものを、批判の声が強くなると、政府の政策スタンスは異なるかと否定し、しまいいは受け取らないという。一旦公表された報告書、マスコミも報道した報告書、それを受け取らない、政府と見解が違ふから。ふざけるのでもいいかげんにしなさい。

それを援護するように、自民党の森山国対対策

委員長までが、この報告書はもうなくなつていくと発言をし、予算委員会を開かない理由にする。国会をばかにし、国民を愚弄するのも甚だしい。なくなつた報告書がなぜ金融庁のホームページに公開されているのですか。隠蔽と言われたくないからですか。

第一次安倍政権のときには消えた年金問題がありました。今度は、あるけど消された報告書、いや、違います。選挙が近いので、あるけど今は見えないこととしておきたい報告書、見てはいけな報告書ということでしょう。何というこそくなく考えですか。自分の考えと違うのであれば否定をする。不都合なことは、あつたことでもなかつたことにする。まさに、森友問題への対応や様々な公文書の問題に対してこれまで安倍政権が行ってきた、改ざん、隠蔽の姿勢そのものです。

このような傲慢な姿勢を国民は絶対に許さないでしょう。このまま民主主義の危機を放っておくわけにはまいりません。これが問責決議案に賛成する一つの理由です。

年金制度について、これまで政府が百年安心と言ってきたことに対して、国民は、多少眉唾だと思ひながらも、まだかすかな望みも、信頼もしていたと思ひます。しかし、唐突に、平均寿命が延び、六十五歳の無職の高齢世帯では、年金だけで生活する場合には月に五万円不足し、九十五歳まで生きた場合には二十万円が必要と言われたわけですから。

報告書は、百年安心は年金制度の方で、年金生活は安心ではないということを描き出し、だから現役時代に投資して二十万円以上稼いでおきましようという国からの投資のお誘ひだった。

そんな甘い誘ひに国民が乗るわけがないではあ

りませんか。むしろ逆に、将来不安、国への不信を増大させ、更に貯蓄に励もうとするでしょう。そのためには少しでも無駄遣いを我慢しようとする。ますます消費は落ち込むんです。

そのような原因をつくり出した金融担当大臣を兼任するのが税財政をつかさどる麻生財務大臣であることは、皮肉でしかありません。財務大臣として職責を果たすことができるとは到底思えないのです。

さらに、六月十八日は、金融庁の独自試算で三十年間で三千万円が不足するとの算定を行い、ワーキング・グループに提示していたことが明らかにになりました。これだけにとどまらず、衆議院厚生労働委員会で総務副大臣が、家計調査によれば、二人以上の世帯のうち世帯主が六十五歳以上の無職世帯において二〇一三年及び二〇一四年は赤字が拡大していると答弁しています。金融庁や総務省という政府機関が、公的年金だけでは不足する、赤字であることを認めている。これが政府の政策スタンスなのです。

そしてさらに、今朝の新聞報道です。またぞろ財務省のそんたくが始まったようです。

麻生財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会が、元々の建議案にあった将来の年金給付水準の低下が見込まれるという文言と自助努力を促すことが重要という文言を削除したということです。財務省も報告書の内容を認めていたわけですね。財政審も地に落ちたものです。

麻生大臣が所管する二つの国家機関のうち、金融庁の報告書は考えが違うとして受け取らず、財務省はその大臣の考えに沿って建議の文言を書き換える。もうこれでは、国民は大臣や金融庁や財務省のことを誰も信じないでしょう。国家的詐欺

と言われても仕方がないのです。

麻生大臣、あなたが今行っているのは、参議院選挙目当ての虚偽だとのそしりを免れません。この点においても、金融担当大臣としての責任が問われるべきではないでしょうか。

これが問責決議案に賛成する二つ目の理由です。

さらに、大臣としての資質を問われる前に、麻生大臣、あなたは政治家としてその資質も問われる大臣であることを指摘しておかなければなりません。

その一つが、ナチスの手口に学んだらいいと言つて世界から批判を浴びるような大臣の驚くべき失言癖です。

二〇一八年のジェンダーに関する公的発言ワーキング・グループというものがネットで行われました。見事に断トツの一位に選ばれたのは、麻生大臣、あなたです。何と二位は、LGBTカップルのために税金を使うことに賛同が得られない、生産性がないと言つて社会から総批判を浴びた御党の衆議院議員であり、それよりも更にもっとひどい、ひどいと言われました。それは、昨年セクハラで辞任した財務事務次官を擁護した、そんな発言されて嫌なら、その場から去つて帰ればいいだろう、財務省担当記者はみんな男にすればいい、触つていいならいいじゃないかといった一連の発言です。

まるで被害者を悪者呼ばわりする発言や態度に国民は唖然としました。誰もが大臣のような政治家の存在を許せないと思いました。国会議員として品位のかけらもありません。

当然、このときも責任を取り大臣を辞任すべきだった。でも辞めなかった。そして、とうとう今

回の問題を起こしてしまいました。

辞任に値する麻生大臣の問題は本当に枚挙にいとまがなく、問責決議案に賛成する理由も切りがありません。しかし、時間に限りがありますので、この程度にいたします。

麻生大臣、国民の年金制度に対する信頼と政治に対する信頼を取り戻すためにも、潔く自ら身を引かれることをお勧めいたします。それが、一国の総理大臣を務められた方が取るべき道ではないでしょうか。

同じ福岡県出身の者としても御決断を促したいと思えます。御自身で決断ができないのであれば、議場に在る良識ある議員の皆さんに御判断をいただきたいと思います。

一刻も早く、年金不足を補うために投資を促すような地に落ちた金融政策への不信を払拭するためにも、是非とも麻生太郎財務大臣・金融担当大臣の問責決議案に御賛同いただくことをお願いし、私の問責決議案に対する賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 古賀之士君。

(古賀之士君登壇 拍手)

○古賀之士君 国民民主党・新緑風会の古賀之士です。

ただいま議題となりました財務大臣兼金融担当大臣麻生太郎君問責決議案について、会派を代表して、麻生大臣には国の根幹である財政や金融をつかさどる資格はないとして、賛成の立場から討論いたします。

討論に先立ちまして、去る十八日に発生した新潟県、山形県地震において被害に遭われた皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

梅雨の時期、現地では二次災害のおそれも予想されます。政府には、人命第一の対応を取られるよう要請いたします。

また、災害への対応に關しましては与野党関係ありません。私も立法府としても、真摯に行動することをこの議場の皆様に呼びかけさせていただきます。

ザ・バック・ストップス・ヒア、これはアメリカのハリー・トルーマン大統領の言葉です。責任はここで止まる、最後の責任は自分が取るという意味です。政治決断の重さ、そしてリーダーの覚悟を表す言葉として知られています。

議場の皆様、お考えください。先日発表された金融審議会の市場ワーキング・グループ報告書の件で、政治の決断やリーダーの覚悟がどこに見られたでしょうか。本院の財政金融委員会や厚生労働委員会、そして国家基本政策委員会などにおいて野党の議員が真剣に問いかけましたが、関係する各閣僚は決断や覚悟のかけらさえも見当たらなかったのが現状です。

麻生金融担当大臣においては、自らが諮問した問題にもかかわらず、あろうことかその報告書の受取を拒否する行為は、常識では理解に苦しみま

す。この報告書は、「高齢社会における資産形成・管理」というタイトルが示すとおり、国民生活に大きく関わる重要な内容です。それを、気に入らないから受け取らないとは前代未聞です。しかも、政府のスタンスとは異なるという恥の上塗りとしか言いようのない言い訳まで披露されました。

麻生大臣の所管する金融庁は、言うまでもなく、金融機関の検査を任務とする省庁です。その

金融検査において、例えばある銀行に大きな問題が見付かったとしましょう。そのとき、金融庁に呼び出された金融機関の担当者が、当行のスタンズとは異なりますなどと言って検査結果の受取を拒否することが許されたら、果たしてどうなるのでしょうか。我が国の金融行政は根底から崩壊してしまふことではないでしょうか。

これと同じことを金融担当大臣が堂々と行っていることに我々は慄然といたします。金融機能の健全性の維持のためにも、麻生金融担当大臣の職務をこれ以上続けていただくわけにはまいりません。

さらに、政治の責任と今回の報告書の関係については、吏道ともいふべき官僚の在り方についても暗い影を投げかけることになりました。

国会の委員会において金融庁の局長が頭を下げた、いや、無理やりに頭を下げさせられたことに私は強い憤りを感じております。

この報告書をまとめた金融庁の担当局長は、有能な官僚として、金融に関わる分野では知らない人はいないくらいに存在です。今回の報告書も、局長を始めとした金融庁のベスト・アンド・ブライテストが、この国の未来を心の底から憂い、問題を真摯に検討した結果、生み出されたものであることは明らかです。

それが、突如として荒海に放り出されることになりました。海の世界ならば、船長が責任は俺が持つとして、一丸となつて危機を乗り越えていくことでしょう。しかし、金融庁の船長たる大臣は、あろうことか、部下に責任をなすりつけ、自分だけが救命ボートに乗ってしまうような残念な行動に出ました。吏道に従つて行動してきた金融庁の職員たちは、さぞや歯がゆい思いをしている

ことでしょう。このままでは、困難に立ち向かう勇敢な船員のような官僚ではなく、上ばかりを見る、言わばカレイやヒラメのような役人たちが増えていくことになりかねません。

国会が終われば、霞が関は人事の時期を迎えます。この国の真面目な仕事をした官僚に詰め腹を切らすことがあつてはなりません。私たちは、彼らのためにも、そして霞が関全体の今後のためにも、リーダー失格であることが明らかになつた大臣には交代していただくことで、官僚のあるべき行動様式を取り戻さなければなりません。行政府の問題があればそれをただすことが立法府の義務であり、そのように議場の皆様方に申し上げます。

もつとも、麻生大臣によつて吏道が曲げられたのは今回が初めてではありません。

森友問題をめぐる問題において、決裁文書の改ざんが行われました。我々野党が早くから疑念を抱き、木で鼻をくくつたような答弁を繰り返す理財局長の責任を繰り返して問いましたが、大臣は、逆にこの理財局長を国税庁長官へと昇進させました。この人事によつて財務省への国民の信頼は大きく失われましたが、それとともに、理不尽なことでも平気で言うという機運が霞が関に広まりました。先ほど申し上げたカレイやヒラメの例ですが、まさに魚は頭から腐るという言葉そのものであり、財務大臣が今こそ交代していただかなければ、官僚機構全体が立ち行かなくなるでしょう。

また、そもそも、この報告書に携わつた金融審議会市場ワーキング・グループの委員の方々は、日本の英知そのものと言つても過言ではないほどのメンバーです。その委員たちが長い間掛けて議論してきた報告書を自分たちに都合が悪いからと

いつて受け取るうとはしないのは、まさに不誠実の極みです。政治の責任を果たしていないのは当然であります。それ以上に、学問への軽視、実務への侮辱、そして知識への拒絶にはかならず、まさにこれらのことこそが問責決議を提出する理由でもあります。

また、ワーキング・グループの委員は総理大臣による任命と聞いております。委員の方々は、高い能力や十分な見識はもちろんのこと、総理による人事の辞令を持つてゐるわけですから、その権威を一顧だにせず報告書を突き返す傲岸不遜な姿勢については、総理ですら内心は苦々しく思つてゐるに違いありません。

政府は少なくとも参議院選挙が終わるまでは隠そうとしてゐるようですが、年金の財政検証がいずれ発表されます。前回の五年前は六月には既に発表されてゐました。その検証では、将来の見通しについて八通りの試算が示されました。五年が経過した今、改めて現状を検討すると、残念ながら最悪のケースに近い道のりをたどつてゐることが分かります。つまり、今回の財政検証が示す年金の未来については、恐らくは政府が思はず受取を拒否したくなるようなこととなつてゐるでしょう。だから発表をわざと遅らせてゐるのではないだろうかという疑いが持たれてゐるのです。しかし、危機に瀕したダチヨウのように砂に頭を突っ込んで見えないふりをしても、問題は解決しませぬ。

議場の皆様、我々には大きな責任が課せられてゐます。財政検証が明らかになつた暁には、国民の老後の安心を取り戻すために、与野党を超えて年金問題に真つ先に取り組み、国民の皆様のために議論や審議を尽くすことが必要かつ本質だと、

今からそのように呼びかけさせていただきます。冒頭に、トルーマン大統領の言葉を紹介して、麻生大臣の責任について問いかけました。実は、トルーマン大統領は別の言葉も残してゐます。それは、相手を納得させられないときは混乱させることだということです。皮肉なことに、大臣はこれらの言葉についてのみ忠実に実践されてゐるようです。

つまり、リーダーとして責任は無視した挙げ句、混乱だけを引き起こしてゐるというわけですね。自らの責任を棚に上げ、下の者のせいにして、さらに、それを糊塗するためにわざわざ混乱を引き起こす、こうした姿勢が国の根幹をつかさどる財務大臣及び金融担当大臣としての任にふさわしくないことは火を見るより明らかでしょう。

麻生大臣は、先日、G20財務大臣・中央銀行総裁会議を大臣の地元福岡で終えられたばかりです。まさにふるさとに錦を飾つたわけですね。ですから、これを花道にして潔く身を引かれてはいかがでしょうか。

私は、その福岡で二ユースキャスターを務めておりました。ここでこうしてこの文言を読み上げておりますけれども、実は、麻生大臣とは付き合いが長く、心の中では複雑な心境であります。国会でも、初当選以来三年間、参議院の財政金融委員会でも毎週お会いをしまして、今年の三月には、軽減税率の相談ダイヤルが有料はおかしいと問題提起をしたところ、麻生大臣は、速やかに四月二十二日からその有料ダイヤルを無料にいたしました。

そんな同郷かつ同じ福岡県人として、麻生大臣には、あの報告書は受け取つておけばいい、ばつてん、課題や問題もあるけん、その参考にさせても

らうばいと言つて、その報告書を受け取っていた
だきたかつたです。

そして、財政金融に関わる年金を始めとする諸
課題に一刻も早く取り組み、審議を尽くすことこ
そ、重要かつ良識の府参議院の務めであることを
いま一度申し上げます。我が党の大塚耕平代表が
おっしゃる正直な政治、偏らない政治、現実的な
政治を目指す国民民主党の考えでもあります。

同郷人の麻生大臣におかれましては、私の思い
をどうかお酌み取りいただき、この問責決議案が
可決される前に自ら職を辞することを強くお勧め
いたしました。賛成討論を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 大門実紀史君。

〔大門実紀史君登壇、拍手〕

○大門実紀史君 会派を代表して、麻生財務・金
融担当大臣に対する問責決議案に賛成の討論を行
います。

本決議案に賛成する最大の理由は、国民が幾ら
疑問を抱き不安に思っていることでも、自らに
とって都合の悪いことには蓋をし、なきものにし
ようとする安倍強権政治に麻生大臣が主要な役割
を果たしてきたことです。

森友事件は、財務省の隠蔽、公文書改ざんに
よつて、いまだ真相が解明されておりません。財
務省の責任者である麻生大臣の責任は誠に大きい
と言わなければなりません。

そして、今回、金融庁のワーキング・グループ
が現在の年金制度の貧弱さを正直に報告したこと
に対し、麻生大臣は、誤解や不安を与えるものだ
からと、その報告書の受取を拒否いたしました。
これは、報告書に問題があるというより、自民党
の幹部も言っているように、参議院選挙で負しい

年金制度が争点になると、与党、安倍政権が不利
になるからではありませんか。国民の不安を解消
することより党利党略を優先するなど、断じて許
されるものではありません。

しかし、世論調査でも明らかなように、麻生大
臣が報告書を受け取らなかったことが、かえつて
国民の間に年金への不安を広げています。

しかも、国民の年金不安は報告書のレベルにと
どまりません。今週の女性週刊誌が年金を激減さ
せる悪魔の仕組みとして取り上げたように、マク
ロ経済スライドによる給付水準の引下げが年金不
安を更に広げています。

マクロ経済スライドは、毎年行う年金額の改定
の際に、指標となる物価の上昇より年金額の引上
げを低く抑え、実質的に削減する仕組みです。安
倍政権は、この七年間でマクロ経済スライドを二
度発動するなどして、物価は五・三％上昇したの
に年金額は〇・八％のマイナス改定で、実質六・
一％も大幅に削減をいたしました。

二〇一四年に公表された財政検証によると、マ
クロ経済スライドによる実質削減は、二〇五〇年
前までに現役時代の約六割の支給水準を約五割程
度まで引き下げるといふ計画です。直近の公的年
金の財政見通しによれば、マクロ経済スライドは
現在四十一歳の人が六十五歳で年金を受け取れる
ようになるまで続き、これによつて、受け取れる
年金の水準は、平均的な高齢夫婦世帯で月額四万
三千元、三十年間で何と約一千六百万円も減らさ
れます。

このままでは、国民の老後への不安は増すばか
りです。消費が抑制され、経済も落ち込んでいき
ます。それがまた、年金財政を圧迫する悪循環に
つながっていきます。

今政治に求められているのは、百年安心などと
偽つて国民をごまかすのではなく、年金制度の現
状を正面から受け止め、このままマクロ経済スラ
イドを続けていいのかを含め、真剣に議論するこ
とではないでしょうか。

我が党は、志位委員長の党首討論、小池書記局
長の質問を通じ、年金制度について率直な議論を
呼びかけ、マクロ経済スライドの廃止と減らない
年金に向けた具体的な財源提案も行いました。と
ころが、安倍首相は、質問にまともに答えようと
せず、マクロ経済スライドに関する数字の一つだ
けを挙げて、あたかも事態が改善しているかのよ
うな自己宣伝に時間を費やしました。

年金額を抑えるため、物価上昇率から差し引く
比率をスライド調整率といひます。これが、安倍
政権の下でマイナス〇・九からマイナス〇・二に
改善された。つまり、雇用が改善し被保険者が増
大したから、スライド調整率も改善したというの
です。しかし、安倍政権の下で増えた雇用者三百
八万人のうち、二百七十万人が六十五歳以上の
高齢者です。その多くが年金だけでは食べられな
いから働くという人々です。年金制度が貧弱だ
からスライド調整率が改善したというのが真相で
あり、こんなことは首相がテレビの前で自慢する
ような話ではありません。

そのくせ、安倍首相は、我が党のマクロ経済ス
ライドを廃止する提案をばかげた政策だなどと言
い放ちました。このままでは、今でさえ貧しい年
金に更に貧しい年金になってしまう。その改革方
向を示すことのどこがばかげた政策なのか。そこ
まで言うのなら、安倍政権こそ、国民が本当に安
心できる年金制度をこの参議院選挙ではつきり示
すべきではありませんか。

大体、我が党の志位委員長が提案した高額所得
者の保険料の上限額の引上げによる財源確保の提
案は、厚労省の社会保障審議会でも長年課題に
なってきたことではありませんか。そのことなど
こがばかけているのか。

また、安倍首相は、大企業や富裕層に応分の負
担を求めて年金財政を立て直していくという小池
書記局長の提案に対しても、ばかげている、日本
経済は相当のダメージを受けると言いました。

しかし、大企業優遇税制の目玉であり、我が党
が再三見直しを求めてきた研究開発減税も、また
富裕層優遇の最たるものである証券優遇税制も、
政府や与党の税制調査会からも見直しの声があ
がっているではありませんか。それをばかけてい
ると言うのは、まさに天に唾するものと言わなけ
ればなりません。

アベノミクスのおかげで巨額の内部留保をため
込んだ大企業や、資産を何倍にも殖やした富裕層
に少しくらいの負担を求めても、日本経済はダ
メージなんか受けません。日本経済を本気で心配
するのなら、こんな景気後退の局面で消費税を増
税することこそやるべきではありませんか。

麻生大臣とは、この六年半で八十一回、委員会
で質疑をいたしました。どういうわけか、いつも
前向きな答弁をしていただき、庶民から高金利を
食ふメガバンクのカードローンや、大手損保に中
小代理店がいじめられている問題など、弱い立場
の人に配慮した麻生さんの指示で一気に改善が進
んだこともありました。それだけに、同じ人とは思
えない暴言の数々や今回のような対応は非常に
残念であります。

最後に、今回問題となった金融庁のワーキン
グ・グループの報告書、正式名称「高齢社会にお

ける資産形成・管理」の本当の狙いについても触れておかなければなりません。

このワーキング・グループは、業界寄りの学者や金融機関、投資会社などの関係者で構成されており、その議事録を丁寧に読むと、議論の中心は、お年寄りの持つ貯蓄をどうすれば死ぬまで投資に振り向けさせることができるかということであり、特に繰り返し議論されているのは、認知症になったお年寄りに投資をさせるにはどうすればよいかということです。

認知症でも判断できる簡単な金融商品をつくらうとか、認知症になる前に資産の運用を金融機関に委託する契約を結ばせるとか、金融機関が後見人になって資産の運用ができるようにするとか、要するに、認知症のお年寄りをどう力にするかの議論が平然と行われております。

お年寄りの資産を狙った詐欺犯罪が後を絶ちませんが、今まで日本の金融機関も、判断力の落ちた高齢者をターゲットに過剰貸付けや投資信託販売など、似たようなことをやってきました。それをこれからは金融庁が公然と後押ししようというわけです。

ゼロ金利政策で国民の利子所得を奪い、年金だけでは生活できないと老後の不安をあおり、貯蓄から投資へをスローガンに、高齢者に元本割れのリスクがある金融商品売り付け、果ては認知症のお年寄りの資産にまで手を出そうとするなど、まともな国のやることではありません。

こんな方向を許している麻生大臣の責任も重大であることを指摘して、賛成討論を終わります。

(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

相原久美子君外六十九名より、表決は記名投票をもって行われたいとこの要求が提出されており、現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございません。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(伊達忠一君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(議場開鎖)

(参事投票を計算)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一票

白色票

七十一票

青色票

百六十票

よって、本決議案は否決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 日程第一 日本国憲法第八条の規定による議決案(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長石井正弘君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(石井正弘君登壇、拍手)

○石井正弘君 ただいま議題となりました議決案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、令和元年十月十一日から同年十一月二十九日までの間において、内閣の定める基準により、天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるようにするものであります。

委員会におきましては、菅内閣官房長官より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本議決案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一
賛成 二百三十
反対 一

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 日程第二 学校教育の情報化の推進に関する法律案

日程第三 日本語教育の推進に関する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長上野通子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(上野通子君登壇、拍手)

○上野通子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、学校教育の情報化の推進に関する法律案は、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、学校教育の情報化に当たつての課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本語教育の推進に関する法律案は、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、夜間中学における日本語教育の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたします。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百三十一

反対

〇

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第四 愛玩動物看護師法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長(報告)を求めます。環境委員長那谷屋正義君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔那谷屋正義君登壇、拍手〕

○那谷屋正義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出によるものであります。最近の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛玩動物看護師の国家資格を創設するとともに、愛玩動物看護師の業務を明確化するなど、その業務が適正に運用されるように規律を定めようとするものであります。

本委員会におきましては、国家資格化の意義、愛玩動物看護師の処遇改善の見通し及びその必要性、今後の獣医療体制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百三十二

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) この際、お諮りいたします。

磯崎陽輔君外三名発議に係る参議院規則の一部を改正する規則案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よつて、本規則案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。磯崎陽輔君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔磯崎陽輔君登壇、拍手〕

○磯崎陽輔君 ただいま議題となりました参議院規則の一部を改正する規則案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本規則案は、本院議員の定数の改正に伴い、常任委員会の委員の数を改めて、第一種委員会の委員総数が議員定数と同一となるよう所要の調整を行うものであり、令和元年の通常選挙後に召集される国会の召集の日から、内閣委員会、法務委員会及び農林水産委員会の委員の数を二十人から二十一人に改めることといたしております。

以上が本規則案の提案の趣旨及び内容でございます。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本規則案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

百八十七

反対

四十二

よつて、本規則案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君

議員
山添 拓君 杉尾 秀哉君
宮沢 由佳君 武田 良介君
難波 獎二君 小西 洋之君
石橋 通宏君 真山 勇一君
岩淵 友君 牧山ひろえ君
吉川 沙織君 江崎 孝君
有田 芳生君 倉林 明子君
吉良よし子君 神本美恵子君
相原久美子君 川田 龍平君
野田 国義君 杉 久武君
仁比 聡平君 辰巳孝太郎君
紙 智子君 斎藤 嘉隆君
蓮 舫君 藤田 幸久君
風間 直樹君 若松 謙維君
田村 智子君 井上 哲士君
大門実紀史君 白 眞敷君
芝 博一君 那谷屋正義君
又市 征治君 山本 博司君
小池 晃君 市田 忠義君
山下 芳生君 鉢呂 吉雄君
福島みずほ君 福山 哲郎君
小川 勝也君 小川 敏夫君
長浜 博行君 山本 香苗君
高瀬 弘美君 竹内 真二君
山田 宏君 阿達 雅志君
伊藤 孝江君 三浦 信祐君
熊野 正士君 朝日健太郎君
小川 克巳君 今井絵理子君

佐々木さやか君 河野 義博君 宮崎 勝君
和田 政宗君 平木 大作君 青山 繁晴君
新妻 秀規君 石井 正弘君 矢倉 克夫君
大野 泰正君 竹谷とし子君 磯崎 仁彦君
横山 信一君 中西 健治君 赤池 誠章君
江島 潔君 里見 隆治君 谷合 正明君
浜田 昌良君 野上浩太郎君 高階恵美子君
牧野たかお君 石川 博崇君 西田 実仁君
山口那津男君 山本 順三君 片山さつき君
世耕 弘成君 藤井 基之君 山谷えり子君
舞立 昇治君 高野光二郎君 滝波 宏文君
宮島 喜文君 高野光二郎君 古賀友一郎君
こやり隆史君 進藤金日子君 自見はなこ君
足立 敏之君 山下 雄平君 北村 経夫君
大家 敏志君 島村 大君 三原じゅん子君
藤川 政人君

長谷川 岳君 中西 祐介君 岩井 茂樹君
二之湯 智君 松村 祥史君 関口 昌一君
青木 一彦君 有村 治子君 松山 政司君
橋本 聖子君 愛知 治郎君 鶴保 庸介君
藤木 眞也君 伊波 洋一君 中西 哲君
糸数 慶子君 宮本 周司君 三木 亨君
馬場 成志君 柘植 芳文君 豊田 俊郎君
二之湯武史君 石井 浩郎君 丸山 和也君
丸川 珠代君 古川 俊治君 中野 正志君
野村 哲郎君 猪口 邦子君 藤末 健三君
武見 敬三君 林 芳正君 柳本 卓治君

木村 義雄君 山崎 正昭君 中曾根弘文君 伊藤 孝恵君 高木かおり君 古賀 之士君 森本 真治君 石上 俊雄君 清水 貴之君 川合 孝典君 木戸口英司君 山口 和之君 アントニオ猪木君 徳永 エリ君 森 ゆうこ君 儀間 光男君 足立 信也君 田名部匡代君 櫻井 充君 中山 恭子君 小林 正夫君 大塚 耕平君 柳田 稔君 松沢 成文君
溝手 顕正君 尾辻 秀久君 山東 昭子君 矢田わか子君 浜口 誠君 片山 大介君 磯崎 哲史君 石井 苗子君 浜野 喜史君 大野 元裕君 山本 太郎君 石井 章君 大島九州男君 青木 愛君 藤巻 健史君 浅田 均君 羽田雄一郎君 舟山 康江君 行田 邦子君 東 徹君 榎葉賀津也君 増子 輝彦君 室井 邦彦君 片山虎之助君
財務大臣 麻生 太郎君
内閣府特命担当大臣(金融) 柴山 昌彦君
文部科学大臣 原田 義昭君
環境大臣 菅 義偉君
内閣官房長官

内閣委員

辞任

補欠

足立 敏之君

石井 準一君

徳茂 雅之君

佐藤 信秋君

長峯 誠君

野上浩太郎君

舟山 康江君

榎葉賀津也君

宮崎 勝君

西田 実仁君

法務委員

辞任

補欠

元榮太一郎君

橋本 聖子君

財政金融委員

辞任

補欠

大沼みずほ君

松川 るい君

文教科科学委員

辞任

補欠

衛藤 晟一君

自見はなこ君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

橋本 聖子君

元榮太一郎君

藤木 眞也君

赤池 誠章君

水落 敏栄君

佐藤 啓君

大島九州男君

足立 信也君

山本 博司君

浜田 昌良君

厚生労働委員

辞任

補欠

足立 信也君

大島九州男君

西田 実仁君

宮崎 勝君

農林水産委員

辞任

補欠

赤池 誠章君

藤木 眞也君

経済産業委員

辞任

補欠

佐藤 啓君

水落 敏栄君

関口 昌一君

青山 繁晴君

芝 博一君

真山 勇一君

国土交通委員

辞任

補欠

石井 準一君

足立 敏之君

榎葉賀津也君

舟山 康江君

環境委員

辞任

補欠

青山 繁晴君

関口 昌一君

佐藤 信秋君

徳茂 雅之君

世耕 弘成君

中西 哲君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

松川 るい君

大沼みずほ君

真山 勇一君

芝 博一君

浜田 昌良君

山本 博司君

国家基本政策委員

辞任

補欠

藤木 眞也君

世耕 弘成君

予算委員

辞任

補欠

野上浩太郎君

長峯 誠君

議院運営委員

辞任

補欠

自見はなこ君

衛藤 晟一君

中西 哲君

藤木 眞也君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 矢田わか子君 (矢田わか子君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律案(櫻井充君発議)(参第三三三号)

国家戦略特別区域等に関する制度の運用における公正性及び透明性の確保を図るための国家戦略特別区域法等の一部を改正する法律案(櫻井充君発議)(参第三四号)

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

予算委員長金子原二郎君解任決議案(小西洋之君外四名発議)

財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案(蓮舫君外三名発議)

国際労働機関(ILO)創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議案(猪口邦子君外七名発議)

財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君戒告決議案(浅田均君発議)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

認知症基本法案(田村憲久君外五名提出)(衆第三〇号)

行政監視院法案(辻元清美君外五名提出)(衆第三二一)

国会法の一部を改正する法律案(辻元清美君外五名提出)(衆第三二二)

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本国憲法第八條の規定による議決案(閣議第一号)審査報告書

学校教育の情報化の推進に関する法律案(第百九十七回国会衆第一三三)審査報告書

日本語教育の推進に関する法律案(衆第一〇号)審査報告書

愛玩動物看護師法案(衆第一八号)審査報告書

予算委員長金子原二郎君解任決議案
右の議案を發議する。

令和元年六月二十日

發議者

小西 洋之

東 徹

糸数 慶子

賛成者

相原久美子

石橋 通宏

小川 勝也

風間 直樹

川田 龍平

芝 博一

那谷屋正義

難波 奨二

白 眞勲

福島みずほ

藤田 幸久

牧山ひろえ

宮沢 由佳

蓮 舫

浅田 均

藤巻 健史

伊波 洋一

参議院議長 伊達 忠一殿

予算委員長金子原二郎君解任決議

本院は、予算委員長金子原二郎君を委員長の職より解任する。

右決議する。

理由

去る四月十二日に参議院規則第三十八条二項の規則に基づいた予算委員会の開会要求が提出された。その規定には「委員長は、委員会を開かなければならない」とある。にもかかわらず、この間、予算委員会が開催されていないことは看過できない深刻な事態である。

予算委員長金子原二郎君は、就任の際、「公正中立を旨としたしまして円滑に進めてまいりたい」と、委員会運営を公約していた。しかるに同君は、委員長としての職責を全く果たさず、予算委員会の開会要求を実に二カ月以上も平然と放置しており、野党の開会要求に対しては、「予算委員会を開催しても与党が出席しなければ委員会が成立しない」などと、委員会の秩序を保持する努力を怠ってきた。そもそも多数の力で委員会を開かないという自民党の姿勢は、政府・与党による審議拒否というまさに暴挙である。その与党の言いに同調し、「良識の府」参議院の権威を失墜させる行為は断じて許されるものではない。

このように本来、公正中立な立場で委員会運営を進めていくべきであるにもかかわらず、政府・与党の党利党略に加担して本院のルールさえ無視すること、決して先例としてはならない。この立場から金子原二郎君にこれ以上予算委員長の重責を任せるわけには到底いかない。

以上が、本決議案を提出する理由である。

財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案

右の議案を賛議する。

令和元年六月二十日

賛成者

蓮 舫	舟山 康江
井上 哲士	糸数 慶子
相原久美子	有田 芳生
石橋 通宏	江崎 孝
小川 勝也	小川 敏夫
風間 直樹	神本美恵子
川田 龍平	小西 洋之
斎藤 嘉隆	芝 博一
杉尾 秀哉	那谷屋正義
長浜 博行	難波 奨二
野田 国義	白 眞勲
鉢呂 吉雄	福島みずほ
福山 哲郎	藤田 幸久
真山 勇一	牧山ひろえ
又市 征治	宮沢 由佳
吉川 沙織	古賀 之士
大門実紀史	伊波 洋一
参議院議長 伊達 忠一殿	

財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議

本院は、財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君を問責する。

右決議する。

理由

財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君は、この間、本来果たすべき職責に反する言動を重ね、国民の厳しい批判を招いてきており、大臣たる職にふさわしい人物では全くない。

いわゆる森友問題をめぐる決裁文書の改竄・隠蔽や、不十分としか言いようのない調査と処分、佐川国税庁長官の辞任、福田事務次官のセクハラ問題と辞任、更には国会からの提出要求資料の廃棄など、財務省を巡っては枚挙にいとまがないほど問題が噴出し続けた。どの問題一つをとっても財務省全体を揺るがす大問題であり、財務省に対する国民の信頼は、もはや地に落ちていく。その責任者は財務大臣麻生太郎君その人であるにもかかわらず、他人事のような答弁、発言を再三にわたって繰り返して、大臣としての責任感を微塵も感じさせず、国民の怒りと不信感を増長させた。政治不信を極限まで高め続ける以上のような対応は、何度辞任しても足りないほどであると断じざるを得ない。

このように大臣としての資質に対する根本的な疑念がある中、麻生太郎君は金融担当大臣としても、金融審議会市場ワーキング・グループからの報告書について、自らが大臣として諮問したにもかかわらず、あろうことが気に入らないから受け取らないという前代未聞の暴挙に出たのである。政府のスタンスと異なると釈明しているが、実際には厚生労働省の資料を元にした議論の結果出された報告書であり、見苦しい言い訳に過ぎない。そもそも、「百年安心」と銘打っていた公的年金制度が、老後三十年間で二千万円不足するとする試算自体、国民の信頼を裏切る行為であると言わざるを得ない。そのうえ、六月十八日になって、金融庁の独自試算で三千万円が不足するという、更

に凄惨な数値を算定していたことが明らかとなった。麻生太郎君の従前の答弁との間に深い疑義が生じていることは、重い責任をもつ大臣に値するとは到底認められない蛮行である。

このような安倍政権にとって都合の悪いものは無きものにしよとする姿勢は、森友問題などどった態度と同根のものであって、隠蔽体質の根深さを如実に示すものである。各種世論調査では約七割の国民が批判の声を上げているのも当然であると言わねばならない。よって、麻生太郎君が一刻も早くその職を辞すことこそ国民の声に沿うものであると強く確信するものである。

以上が、本決議案を提出する理由である。

審査報告書

日本国憲法第八条の規定による議決案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和元年六月二十日

内閣委員長 石井 正弘

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、令和元年十月十一日から同年十一月二十九日までの間において、内閣の定める基準により、天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるようにするものであって、妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

日本国憲法第八条の規定による議決案
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年六月十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

日本国憲法第八条の規定による議決案

日本国憲法第八条の規定による議決

皇室は、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、令和元年十月十一日から同年十一月二十九日までの間に、内閣の定める基準により、天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができる。

審査報告書

学校教育の情報化の推進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年六月二十日

文教科学委員長 上野 通子

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となつてゐることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じた効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の

責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

学校教育の情報化の推進に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和元年五月十六日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

学校教育の情報化の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 学校教育情報化推進計画等(第八条・第九条)

第三章 学校教育の情報化の推進に関する施策(第十条―第二十一条)

第四章 学校教育情報化推進会議(第二十二条) 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となつてゐることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じた効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団

体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

2 この法律において「学校教育の情報化」とは、学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育(情報及び情報手段(電子計算機、情報通信ネットワークその他の情報処理又は情報の流通のための手段をいう。次条第一項において同じ。))を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の育成を図るための教育をいう。第十四条において同じ。の充実並びに学校事務(学校における事務をいう。以下同じ。))における情報通信技術の活用をいう。

3 この法律において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「デジタル教材」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)として作成される教材をいう。

5 この法律において「デジタル教科書」とは、教科書に代えて、又は教科書として使用されるデジタル教材をいう。

デジタル教材をいう。

(基本理念)

第三条 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術の特性を生かして、個々の児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育(児童生徒の主体的な学習を促す教育をいう。))等が学校の教員による適切な指導を通じて行われることにより、各教科等の指導等において、情報及び情報手段を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の体系的な育成その他の知識及び技能の習得等(心身の発達に応じて、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことをいう。))が効果的に図られるよう行われなければならない。

2 学校教育の情報化の推進は、デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習その他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われなければならない。

3 学校教育の情報化の推進は、全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もつて教育の機会均等が図られるよう行われなければならない。

4 学校教育の情報化の推進は、情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われなければならない。

5 学校教育の情報化の推進は、児童生徒等の個

人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十七条において同じ。)の確保を図りつつ行われなければならない。

6 学校教育の情報化の推進は、児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第六条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における学校教育の情報化の推進のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、学校教育の情報化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 学校教育情報化推進計画等

(学校教育情報化推進計画)

第八条 文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

るため、学校教育の情報化の推進に関する計画(以下「学校教育情報化推進計画」という。)を定めなければならない。

2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針

二 学校教育情報化推進計画の期間

三 学校教育情報化推進計画の目標

四 学校教育の情報化の推進に関する施策に関する総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 学校教育情報化推進計画は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十七条第一項に規定する基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 文部科学大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、学校教育情報化推進計画を変更するものとする。

5 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議しなければならない。

6 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県学校教育情報化推進計画等)

第九条 都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県学校教育情報

化推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、学校教育情報化推進計画(都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画)を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村学校教育情報化推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県学校教育情報化推進計画又は市町村学校教育情報化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 学校教育の情報化の推進に関する施策

(デジタル教材等の開発及び普及の促進)

第十条 国は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習を促進するため、デジタル教材等(デジタル教材及びデジタル教材を利用するための情報通信機器をいう。次項において同じ。)、情報通信技術を活用した教育方法等の開発及び普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が円滑に利用することができ、デジタル教材等の開発の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(教科書に係る制度の見直し)

第十一条 国は、前条第一項の学習を促進するため、教科書として使用することが適切な内容のデジタル教材について各教科等の授業において

デジタル教科書として使用することができるよう、その教育効果を検証しつつ、教科書に係る制度(教科書の位置付け及び教科書に係る検定、義務教育諸学校の児童生徒への教科書の無償の供与、教科書への掲載に係る著作物の利用等に関する制度をいう。次項において同じ。)について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置の実施の状況等を踏まえ、学校における情報通信技術の活用のための環境の整備の状況等を考慮しつつ、教科書に係る制度の在り方について不断の見直しを行うものとする。

(障害のある児童生徒の教育環境の整備)

第十二条 国は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境の整備を図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保)

第十三条 国は、情報通信技術の活用により疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保を図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(学校の教職員の資質の向上)

第十四条 国は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善及び情報教育の充実並びに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るため、学校の教員の養成及び学校の教職員の研修を通じたその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(学校における情報通信技術の活用のための環境の整備)

第十五条 国は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(学習の継続的な支援等のための体制の整備)

第十六条 国は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を学校間及び学校の教職員間で適切に共有する体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報保護等)

第十七条 国は、児童生徒及び学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報等の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一した基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保、養成及び資質の向上を図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十九条 国は、デジタル教材の教育効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の

研究開発等の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第二十条 国は、学校教育の情報化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第二十一条 地方公共団体は、第十条から前条までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 学校教育情報化推進会議

第二十二条 政府は、関係行政機関(文部科学省、総務省、経済産業省その他の関係行政機関をいう。次項において同じ。)相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、学校教育の情報化に関し専門的知識を有する者によって構成する学校教育情報化推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

日本語教育の推進に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年六月二十日

文教科学委員長 上野 通子

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与するため、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

日本語教育の推進に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和元年五月二十八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

日本語教育の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 基本方針等(第十条・第十一条)
- 第三章 基本的施策
- 第一節 国内における日本語教育の機会の拡充(第十二条―第十七条)

第二節 海外における日本語教育の機会の拡充(第十八条・第十九条)

第三節 日本語教育の水準の維持向上等(第二十―第二十三条)

第四節 日本語教育に関する調査研究等(第二十四―第二十五条)

第五節 地方公共団体の施策(第二十六条)

第四章 日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その

他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上を図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携を図られ、総合的に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期(満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。)にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第六条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習(日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。)の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

(連携の強化)

第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関(日本語教育を行う学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。)を含む。以下同じ。)、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

2 国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、独立行政法人国際交流基

金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(資料の作成及び公表)

第九条 政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

第二章 基本方針等
(基本方針)

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

二 日本語教育の推進の内容に関する事項

三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体の基本的な方針)

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充

第十二条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等(教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。)の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(外国人留学生等に対する日本語教育)

第十三条 国は、大学及び大学院に在学する外国人留学生等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留する者及び日本の国籍を有する者であつて我が国に留学しているものをいう。次項において同じ。)であつて日本語を理解し、使用する能力(以下「日本語能力」という。)を必要とする職業に就くこと、我が国において教育研究を行うこと等を希望するものに対して就業、教育研究等に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人留学生等(大学及び大学院に在学する者を除く。)であつて日本語能力を必要とする職業に就くこと又は我が国において進学することを希望するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(外国人等である被用者等に対する日本語教育)
第十四条 国は、事業主がその雇用する外国人等(次項に規定する技能実習生を除く。)に対して、日本語学習の機会を提供するとともに、研修等により専門分野に関する日本語教育の充実を図ることができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 国は、事業主等が技能実習生(出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて在留する者をいう。)に対して日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする。

3 国は、定住者等(出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄に掲げる在留資格をもつて在留する者をいう。)が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(難民に対する日本語教育)
第十五条 国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時的に庇護されていた外国人であつて政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れたものが国内における定住のために必要とされる基礎的な日本語を習得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における日本語教育)
第十六条 国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室(専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。以下この条において同じ。)の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用することが困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)
第十七条 国は、国内における日本語教育が外国人等の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう、日本語教育に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 海外における日本語教育の機会の拡充

(海外における外国人等に対する日本語教育)
第十八条 国は、海外における日本語教育が外国人等の我が国に対する理解と関心の増進、我が国の企業への就職の円滑化等に寄与するものであることに鑑み、各国における日本語教育の状況に応じ、持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、現地における日本語教育に関する体制及び基盤の整備の支援、海外における日本語教育に従事する者の養成並びに使用される教材(インターネットを通じて提供することができものを含む。)の開発及び提供並びにその支援、海外において日本語教育を行う教育機関の活動及び日本語を学習する者の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、外国人等であつて我が国への留学を希望するものが我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。
(海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育)
第十九条 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 日本語教育の水準の維持向上等
(日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上)
第二十条 国は、日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育を行う機関によるその日本語教育に従事する者に対する研修の機会の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師(日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。以下この条において同じ。)の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、海外における日本語教育の水準の維持向上を図るため、外国人である日本語教師の海外における養成を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(教育課程の編成に係る指針の策定等)
第二十二条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
(日本語能力の評価)
第二十三条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 日本語教育に関する調査研究等
(日本語教育に関する調査研究等)
第二十四条 国は、日本語教育の推進に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、日本語

教育の実態(海外におけるものを含む)、効果的な日本語教育の方法、試験その他の日本語能力の適切な評価方法等について、調査研究、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十五条 国は、外国人等が日本語教育に関し必要な情報を得られるよう、外国人等のために日本語教育に関する情報を集約し、当該集約した情報についてインターネットを通じて閲覧することを可能とするための措置、相談体制の整備に関する助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十六条 地方公共団体は、この章(第二節を除く。)に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第五節 地方公共団体の施策

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関(次項において「関係行政機関」という。)相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

第四章 日本語教育推進会議等
(日本語教育推進会議)

第二十八条 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であつて日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの(以下この条において「日本語教育機関」という。)に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲

二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方

三 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方

四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

審査報告書

愛玩動物看護師法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年六月二十日

環境委員長 那谷屋正義
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近時の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、愛玩動物看護師の資格を創設するとともに、その業務が適正に運用されるように規律を定めようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助等に必要となる専門的知識・技能を十分に有した資格となるよう、その資質の向上の観点から、受験資格を得るために必要な教育養成機関における養成課程及び国家試験の内容の充実を努めること。また、愛玩動物看護師資格取得後についても、現場での指導及び人材育成の充実に努めること。

二、国家試験の詳細及び実施までのスケジュールを広く国民に周知し、円滑な国家資格化への移行に努めること。また、現行の動物看護師等が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること。

三、愛玩動物看護師の制度化による業務独占及び名称独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮すること。

四、愛玩動物看護師の業務のうち、獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助に関する業務は、獣医療関係者、動物愛護団体、消費者団体等、幅広く国民の理解を得られるよう慎重

に検討すること。

五、動物看護師の業務は動物診療施設のみならず動物関連施設、企業及び教育機関など活動の場が多岐にわたっていることから、関係省庁間及び関連団体との連携に努めること。特に、所管省庁である農林水産省と環境省は、それぞれの役割を明確にしつつ、十分な連携を図ること。

六、愛玩動物看護師の資格取得のための教育養成機関等における費用負担の増加等が、動物看護師志望者を抑制することにならないよう、動物看護師全体の処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知や認知度の向上等、必要な環境整備に努めること。

七、動物の愛護及び管理に関する法律の実効性を確保する観点から、愛玩動物看護師が適切に役割を果たすことができるよう、同法との連携に十分配慮すること。

八、小動物分野、産業動物分野、行政分野の獣医療の現場において、獣医療を担う獣医師の偏在問題が指摘されている。偏在問題の原因を分析するとともに、産業動物分野、行政分野における獣医療人材の育成、確保に関する検討を行い、その解消を図るための必要な対策を講ずること。

九、愛玩動物看護師の制度化に伴う諸施策を着実に実施するため、必要な体制の確保に向けて、万全を期すよう努めること。

十、本法律の施行後五年を目途として、本法律の施行の状況のほか、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果について所要の措置を講ずること。
右決議する。

愛玩動物看護師法案

右の本院提出案をここに送付する。

令和元年六月十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

愛玩動物看護師法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 免許(第三条―第二十八条)
第三章 試験(第二十九条―第三十九条)
第四章 業務等(第四十条―第四十三条)
第五章 罰則(第四十四条―第四十八条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう。

2 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助(愛玩動物に対する診療(獣医師法第十七条に規定する診療をいう。))の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であつて、獣医師の指示の下に行われるものをいう。

いう。以下同じ。)及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験(以下「試験」という。)に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許(第三十一条第三号を除き、以下「免許」という。)を受けなければならない。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
二 前号に該当する者を除くほか、愛玩動物看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
三 心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令・環境省令で定めるもの
四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

(愛玩動物看護師名簿)
第五条 農林水産省及び環境省にそれぞれ愛玩動物看護師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)
第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、愛玩動物看護師名簿に登録することによつて行ふ。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を与えたときは、愛玩動物看護師免許証を交付する。

(意見の聴取)

第七条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、農林水産大臣及び環境大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(愛玩動物看護師名簿の訂正)

第八条 愛玩動物看護師は、愛玩動物看護師名簿に登録された免許に関する事項に変更があつたときは、三十日以内に、当該事項の変更を農林水産大臣及び環境大臣に申請しなければならない。

(免許の取消し等)

第九条 愛玩動物看護師が第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、農林水産大臣及び環境大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

(登録の消除)

第十条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許がその効力を失つたときは、愛玩動物看護師名簿に登録されたその免許に関する事項を消除しなければならない。

(免許証の再交付手数料)

第十一条 愛玩動物看護師免許証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定)

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行ふ。

3 農林水産大臣及び環境大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 農林水産大臣及び環境大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

- 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
二 申請者がその行う登録事務以外の業務によ

り登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。 三 申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。 四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。 イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者 (指定登録機関の役員の選任及び解任) 第十三条 指定登録機関の役員の選任及び解任は、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第十五条第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。 (事業計画の認可等) 第十四条 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十二条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 (登録事務規程) 第十五条 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 登録事務規程で定めるべき事項は、農林水産省令・環境省令で定める。 3 農林水産大臣及び環境大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。 (規定の適用等) 第十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条、第六条第二項(第九条第二項において準用する場合を含む。)、第八条、第十条及び第十一条の規定の適用については、第五条中「農林水産省及び環境省にそれぞれ」とあるのは「指定登録機関に」と、第六条第二項中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「免許を与えたときは、愛玩動物看護師免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に愛玩動物看護師免許証明書」と、第八条及び第十条中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第十一条中「愛玩動物看護師免許証」とあるのは「愛玩動物看護師免許証明書」と、「国」とあるのは「指定登録機関」とする。	2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、愛玩動物看護師名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者又は愛玩動物看護師免許証明書の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を指定登録機関に納付しなければならない。 3 第一項の規定により読み替えて適用する第十条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。 (秘密保持義務等) 第十七条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (帳簿の備付け等) 第十八条 指定登録機関は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で農林水産省令・環境省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。 (監督命令) 第十九条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。 (報告) 第二十条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。 (立入検査) 第二十一条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (登録事務の休廃止) 第二十二条 指定登録機関は、農林水産大臣及び環境大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。 (指定の取消し等) 第二十三条 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が第十二条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。 2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第十二条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。 二 第十三条第二項、第十五条第三項又は第十九条の規定による命令に違反したとき。
---	---	--

三 第十四条又は前条の規定に違反したとき。
四 第十五条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。
五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十四条 第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項又は第二十二條の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを變更することができ。
2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)
第二十五条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、農林水産大臣及び環境大臣に対し、審査請求をすることができ。この場合において、農林水産大臣及び環境大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(農林水産大臣及び環境大臣による登録事務の実施等)
第二十六条 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。
2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が第二十二條の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三條第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

又是指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
(公示)
第二十七条 農林水産大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第十二條第一項の規定による指定をしたとき。
二 第二十二條の規定による許可をしたとき。
三 第二十三條の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
(農林水産省令・環境省令への委任)
第二十八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、愛玩動物看護師名簿の登録、訂正及び消除、愛玩動物看護師免許証又は愛玩動物看護師免許証明書の交付、書換交付及び再交付、第二十六条第二項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他免許及び指定登録機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

第三章 試験

(試験)
第二十九条 試験は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について行う。

令和元年六月二十一日 参議院會議録第二十八号

愛玩動物看護師法案

(試験の実施)

第三十条 試験は、毎年一回以上、農林水産大臣及び環境大臣が行う。
(受験資格)
第三十一条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて卒業した者
二 農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、三年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者

三 外国の第二条第二項に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものの
(試験の無効等)
第三十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ。
2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)
第三十三条 試験を受けようとする者は、実費を

勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。
2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。
(指定試験機関の指定)
第三十四条 農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。
2 指定試験機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定試験機関の愛玩動物看護師試験委員)
第三十五条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を愛玩動物看護師試験委員(次項及び第三項並びに次条並びに第三十八條において読み替へて準用する第十三條第二項及び第十七條において「試験委員」という。)に行わせなければならない。
2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、農林水産大臣及び環境大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に變更があつたときも、同様とする。

第三十六条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

第三十七条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第三十二条及び第三十三条第一項の規定の適用については、第三十二条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第三十七条第一項」と、第三十三条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第三十三条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第三十八条 第十二条第三項及び第四項、第十三条から第十五条まで並びに第十七条から第二十七条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十二条第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十四条第二項の申請」と、第十三条第二項中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。）」と、第十四条第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第十七条中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。）」と、第二十三条第

二項第三号中「又は前条」とあるのは、「前条又は第三十五条」と、第二十四条第一項及び第二十七条第一号中「第十二条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と読み替えるものとする。

第四十四条 第十七条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(試験の細目等)

第四十五条 第二十三条第二項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 この章に規定するもののほか、試験科目、第三十一条第二号の規定による愛玩動物看護師養成所の指定、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

第四十六条 第三十六条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章 業務等

第四十条 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられていない者については、適用しない。

一 第十八条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

(獣医師との連携)

第四十一条 愛玩動物看護師は、その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない。(名称の使用制限)

二 第二十条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十二条 愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

三 第二十一条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(経過措置)

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

四 第二十二条(第三十八条において準用する場合を含む。)の許可を受けずに登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、愛玩動物看護師の名称を使用したもの

二 第四十二条の規定に違反して、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条(第十八条及び第二十五条の規定を準用する部分を除く。)及び第三十九条の規定並びに第四十四条、第四十五条及び第四十七条(第一号を除く。)の規定(指定試験機関に係る部分に限る。)並びに附則第四条、第五条、第九条及び第十条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十一条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 次のいずれかに該当する者であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から五年を経過する日までに農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものの

口 施行日前に学校教育法に基づく大学に入
学した者であつて、農林水産大臣及び環境
大臣の指定する科目を修めて施行日以後に
卒業したもの

ハ 第二条第二項に規定する業務(診療の補助を除く。)に必要な知識及び技能を修得させる養成所であつて都道府県知事が指定したものである、施行日前に当該知識及び技能の修得を終えた者

二 第二條第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）に必要な知識及び技能を修得させたものにおいて、この法律の施行の際現に当該知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行日以後に終えた者

二 愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下「予備試験」という。）に合格した者

三三三 農林水産大臣及び環境大臣は、試験を受けようとする者が第三十一条第一号又は第二号に掲げる者と同等の知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的として、施行日から五年を経過する日までの間、毎年一回以上、予備試験を行う。

予備試験は、第二条第二項に規定する業務（診療の補助を除く。）を五年以上業として行つた者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であつて、農

3 第三十二条及び第三十三条の規定は、予備試験について準用する。

第四條 農林水産大臣及び環境大臣は、前条第一項の規定により予備試験を行う場合において、第三十四條第一項の規定により指定試験機関の指定をするときは、当該指定試験機関に、予備試験の実施に関する事務（次項及び次条において「予備試験事務」という。）を行わせるものとする。

2 前項の規定により指定試験機関に予備試験事

務を行わせる場合における第三十四条第二項、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条、第三十八条及び第四十四条から第四十七条までの規定の適用については、第三十四条第二項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び附則第四十条第一項に規定する予備試験事務（以下この章及び第五章において「予備試験事務」という。）」と、第三十五条第一項中「試験の」とあるのは「

「試験及び愛玩動物看護師国家試験予備試験（以下この章において「予備試験」という。）の」と、

第三十六条中「試験の」とあるのは「試験及び予

備試験の」と、第三十七条第一項中「試験事務」

とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、

「試験に」とあるのは「試験又は予備試験に」と、

同条第二項中「試験事務」とあるのは「試験事務

及び予備試験事務」と、第三十三条第一項の規

定」とあるのは第三十三条の規定（附則第三条

第三項において準用する場合を含む。」と「第一

三十二條第一項中」とあるのは、第三十二條第二

項中「証驗に」とあるのは「証驗又に愛玩動物看

愛玩動物看護師法案

愛玩動物看護師法案

— 金佐美 — 佐田 — 三井 —

登録件数
一件につき千円

(農林水産省設置法の一部改正)

第九条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「獣医師及び」を削り、同号の次に次の二号を加える。

二十二の二 獣医師に關すること。

二十二の三 愛玩動物看護師に關する事務のうち所掌に係るものに関する事。

(環境省設置法の一部改正)

第十条 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 愛玩動物看護師に關する事務のうち所掌に係るものに関する事。

参議院規則の一部を改正する規則案
右の議案を發議する。

令和元年六月十九日

發議者

磯崎 陽輔 大家 敏志

足立 敏之 里見 隆治

賛成者

今井絵理子 小川 克巳

小野田紀美 佐藤 啓

自見はなこ 進藤金日子

徳茂 雅之 松川 るい

松村 祥史 竹内 真二

宮崎 勝

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院規則の一部を改正する規則

参議院規則の一部を次のように改正する。

第七十四条第一号、第三号及び第八号中「二十人」を「二十一人」に改める。

附則

この規則は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

投票者氏名

予算委員長金子原二郎君解任決議案(小西洋之君外四名発議)

賛成者(白色票)氏名

八六名

相原久美子君 有田 芳生君
石橋 通宏君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
風間 直樹君 神本美恵子君
川田 龍平君 小西 洋之君
斎藤 嘉隆君 芝 博一君
杉尾 秀哉君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 白 眞勲君
鉢呂 吉雄君 福島みずほ君
福山 哲郎君 藤田 幸久君
真山 勇一君 牧山ひろえ君
又市 征治君 宮沢 由佳君
吉川 沙織君 蓮 舫君
アントニオ猪木君 足立 信也君
青木 愛君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 磯崎 哲史君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 川合 孝典君

反対者(青色票)氏名

一四四名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君

木戸口英司君 小林 正夫君
古賀 之土君 櫻井 充君
榊葉賀津也君 田名部匡代君
徳永 エリ君 羽田雄一郎君
浜口 誠君 浜野 喜史君
舟山 康江君 増子 輝彦君
森 ゆうこ君 森本 真治君
矢田わか子君 柳田 稔君
浅田 均君 東 徹君
石井 章君 石井 苗子君
片山 大介君 片山虎之助君
儀間 光男君 行田 邦子君
清水 貴之君 高木かおり君
中山 恭子君 藤巻 健史君
松沢 成文君 室井 邦彦君
山口 和之君 井上 哲士君
市田 忠義君 岩渕 友君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門美紀史君
武田 良介君 辰巳孝太郎君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 伊波 洋一君
糸数 慶子君 郡司 彰君

磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩井 茂樹君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 小川 克巳君
小野田紀美君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 木村 義雄君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
山東 昭子君 自見はなこ君
島村 大君 進藤金日子君
末松 信介君 世耕 弘成君
関口 昌一君 そのだ修光君
高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 徳茂 雅之君
豊田 俊郎君 中川 雅治君
中曽根弘文君 中西 健治君
中西 哲君 中西 祐介君
中野 正志君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
平野 達男君 福岡 資麿君

藤井 基之君	藤川 政人君	財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君問責決議案 (連舫君外三名発議)	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	鶴保 庸介君	堂故 茂君
藤木 眞也君	藤末 健三君		山下 芳生君	山添 拓君	徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
古川 俊治君	堀井 巖君	賛成者(白色票)氏名	伊波 洋一君	糸数 慶子君	中川 雅治君	中曽根弘文君
舞立 昇治君	牧野たかお君	相原久美子君	郡司 彰君		中西 健治君	中西 哲君
松川 るい君	松下 新平君	石橋 通宏君			中西 祐介君	中野 正志君
松村 祥史君	松山 政司君	小川 勝也君			長峯 誠君	二之湯 智君
丸川 珠代君	丸山 和也君	風間 直樹君			二之湯武史君	野上浩太郎君
三木 亨君	三原じゅん子君	川田 龍平君			青木 一彦君	野上浩太郎君
三宅 伸吾君	水落 敏榮君	斎藤 嘉隆君			赤池 誠章君	羽生田 俊君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君	杉尾 秀哉君			有村 治子君	馬場 成志君
宮島 喜文君	宮本 周司君	長浜 博行君			石井 準一君	林 芳正君
元榮太一郎君	森 まさこ君	野田 国義君			石井 浩郎君	福岡 資麿君
森屋 宏君	柳本 卓治君	鉢呂 吉雄君			石井 みどり君	藤川 資人君
山崎 正昭君	山下 雄平君	福山 哲郎君			磯崎 仁彦君	藤末 健三君
山田 俊男君	山田 宏君	真山 勇一君			磯崎 陽輔君	堀井 巖君
山谷えり子君	山本 一太君	又市 征治君			今井絵理子君	牧野たかお君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	吉川 沙織君			宇都 隆史君	松下 新平君
和田 政宗君	渡辺 猛之君	アノ二才猪木君			江島 潔君	松山 政司君
渡邊 美樹君	秋野 公造君	青木 愛君			小川 克巳君	丸山 和也君
伊藤 孝江君	石川 博崇君	石上 俊雄君			尾辻 秀久君	三原じゅん子君
魚住裕一郎君	河野 義博君	大島九州男君			大沼みずほ君	水落 敏榮君
熊野 正士君	佐々木さやか君	大野 元裕君			太田 房江君	宮沢 洋一君
里見 隆治君	杉 久武君	大野 元裕君			岡田 広君	宮本 周司君
高瀬 弘美君	竹内 真二君	大野 元裕君			金子原二郎君	宮本 周司君
竹谷とし子君	谷合 正明君	大野 元裕君			北村 経夫君	森 まさこ君
新妻 秀規君	西田 実仁君	大野 元裕君			古賀友一郎君	柳本 卓治君
浜田 昌良君	平木 大作君	大野 元裕君			佐藤 啓君	山下 雄平君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	大野 元裕君			佐藤 正久君	山田 宏君
矢倉 克夫君	山口那津男君	大野 元裕君			山本 昭子君	山本 一太君
横山 信一君	山本 博司君	大野 元裕君			島村 大君	吉川ゆうみ君
平山佐知子君	若松 謙維君	大野 元裕君			末松 信介君	渡辺 猛之君
	薬師寺みちよ君	大野 元裕君			関口 昌一君	秋野 公造君
		大野 元裕君			高階恵美子君	石川 博崇君
		大野 元裕君			高橋 克法君	河野 義博君
		大野 元裕君			武見 敬三君	佐々木さやか君
		大野 元裕君			塚田 一郎君	杉 久武君

日程第一 日本国憲法第八条の規定による議決案
(衆議院送付)

賛成者氏名

一一三〇名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩井 茂樹君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 小川 克巳君
小野田紀美君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君

竹内 真二君 竹谷とし子君
谷合 正明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君
石井 苗子君 片山 大介君
片山虎之助君 儀間 光男君
行田 邦子君 清水 貴之君
高木かおり君 中山 恭子君
藤巻 健史君 松沢 成文君
室井 邦彦君 山口 和之君
平山佐知子君 薬師寺みちよ君

岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 北村 経夫君
こやり隆史君 古賀友一郎君
上月 良祐君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山本 昭子君
自見はなこ君 島村 大君
進藤金日子君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
そのだ修光君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
徳茂 雅之君 豊田 俊郎君
中川 雅治君 中曽根弘文君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 中野 正志君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 平野 達男君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 藤木 眞也君
藤末 健三君 古川 俊治君
堀井 巖君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松川 るい君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君

宮沢 洋一君 宮島 喜文君
宮本 周司君 元榮太一郎君
森 まさこ君 森屋 宏君
柳本 卓治君 山崎 正昭君
山下 雄平君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 和田 政宗君
渡辺 猛之君 和田 政宗君
相原久美子君 有田 芳生君
石橋 通宏君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
風間 直樹君 神本美恵子君
川田 龍平君 小西 洋之君
斎藤 嘉隆君 芝 博一君
杉尾 秀哉君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 白 眞敷君
鉢呂 吉雄君 福島みずほ君
福山 哲郎君 藤田 幸久君
真山 勇一君 牧山ひろえ君
又市 征治君 宮沢 由佳君
吉川 沙織君 蓮 舫君
足立 信也君 青木 愛君
伊藤 孝恵君 石上 俊雄君
磯崎 哲史君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
川合 孝典君 木戸口英司君
小林 正夫君 櫻井 充君
榎葉賀津也君 田名部匡代君
徳永 エリ君 羽田雄一郎君
浜口 誠君 浜野 喜史君
舟山 康江君 増子 輝彦君
森 ゆうこ君 森本 真治君
矢田わか子君 柳田 稔君

反対者氏名

古賀 之士君

一名

山本 太郎君 秋野 公造君
伊藤 孝江君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君
熊野 正士君 佐々木さやか君
里見 隆治君 杉 久武君
高瀬 弘美君 竹内 真二君
竹谷とし子君 谷合 正明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
浜田 昌良君 平木 大作君
三浦 信祐君 宮崎 勝君
矢倉 克夫君 山口那津男君
山本 博司君 山本 謙維君
横山 信一君 東 徹君
浅田 均君 石井 苗子君
石井 章君 片山虎之助君
片山 大介君 行田 邦子君
儀間 光男君 高木かおり君
清水 貴之君 藤巻 健史君
中山 恭子君 室井 邦彦君
松沢 成文君 井上 哲士君
山口 和之君 岩淵 友君
市田 忠義君 紙 智子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
武田 良介君 辰巳孝太郎君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 平山佐知子君
薬師寺みちよ君 伊波 洋一君
糸数 慶子君 郡司 彰君

日程第二 学校教育の情報化の推進に関する法律
案(衆議院提出)
日程第三 日本語教育の推進に関する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二一名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩井 茂樹君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 小川 克巳君
小野田紀美君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 北村 経夫君
こやり隆史君 古賀友一郎君
上月 良祐君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山東 昭子君
自見はなこ君 島村 大君
進藤金日子君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
そのだ修光君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君

徳茂 雅之君 豊田 俊郎君
中川 雅治君 中曽根弘文君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 中野 正志君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 平野 達男君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 藤木 眞也君
藤末 健三君 古川 俊治君
堀井 巖君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松川 るい君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 宮沢 洋一君
宮島 喜文君 宮本 周司君
元榮太一郎君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 正昭君 山下 雄平君
山田 俊男君 山田 宏君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
和田 政宗君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 相原久美子君
有田 芳生君 石橋 通宏君
江崎 孝君 小川 勝也君
小川 敏夫君 風間 直樹君
神本美恵子君 川田 龍平君
小西 洋之君 斎藤 嘉隆君
芝 博一君 杉尾 秀哉君

那谷屋正義君 長浜 博行君
難波 奨二君 野田 国義君
白 眞勲君 鉢呂 吉雄君
福島みずほ君 福山 哲郎君
藤田 幸久君 真山 勇一君
牧山ひろえ君 又市 征治君
宮沢 由佳君 吉川 沙織君
蓮 舫君 ゴトニ才猪木君
足立 信也君 青木 愛君
伊藤 孝恵君 石上 俊雄君
磯崎 哲史君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
川合 孝典君 木戸口英司君
小林 正夫君 古賀 之士君
櫻井 充君 榛葉賀津也君
田名部匡代君 徳永 エリ君
羽田雄一郎君 浜口 誠君
浜野 喜史君 舟山 康江君
増子 輝彦君 森 ゆうこ君
森本 眞治君 矢田わか子君
柳田 稔君 山本 太郎君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
河野 義博君 熊野 正士君
佐々木さやか君 里見 隆治君
杉 久武君 高瀬 弘美君
竹内 真二君 竹谷とし子君
谷合 正明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君

反対者氏名

〇名

日程第四 愛玩動物看護師法案(衆議院提出)
賛成者氏名

二二二名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩井 茂樹君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 小川 克巳君
小野田紀美君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君

石井 苗子君 片山 大介君
片山虎之助君 儀間 光男君
行田 邦子君 清水 貴之君
高木かおり君 中山 恭子君
藤巻 健史君 松沢 成文君
室井 邦彦君 山口 和之君
井上 哲士君 市田 忠義君
岩渕 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門実紀史君 武田 良介君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山添 拓君
平山佐知子君 薬師寺みちよ君
伊波 洋一君 糸数 慶子君
郡司 彰君

大野 泰正君	岡田 直樹君	片山 さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	自見 はなこ君	進藤 金日子君	世耕 弘成君	そのだ修光君	高野 光二郎君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	德茂 雅之君	中川 雅治君	中西 健治君	中西 祐介君	長峯 誠君	二之湯 武史君	野上 浩太郎君	羽生 田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君	藤川 政人君	藤末 健三君	堀井 巖君	牧野 たかお君	松下 新平君	松山 政司君	丸山 和也君	三原 じゅん子君	太田 房江君	岡田 広君	金子 原二郎君	北村 経夫君	古賀 友一郎君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山東 昭子君	島村 大君	末松 信介君	関口 昌一君	高階 恵美子君	高橋 克法君	武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中曾 根弘文君	中西 哲君	中野 正志君	二之湯 智君	西田 昌司君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	平野 達男君	藤井 基之君	藤木 眞也君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	松村 祥史君	丸川 珠代君	三木 亨君	三宅 伸吾君	水落 敏榮君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 宏君	山本 一太君	吉川 ゆうみ君	渡辺 猛之君	相原 久美子君	石橋 通宏君	小川 勝也君	風間 直樹君	川田 龍平君	斎藤 嘉隆君	杉尾 秀哉君	長浜 博行君	野田 国義君	鉢呂 吉雄君	福山 哲郎君	真山 勇一君	又市 征治君	吉川 沙織君	アト子猪木君	青木 愛君	石上 俊雄君	大島 九州男君	大野 元裕君	木戸 口英司君	古賀 之土君	榛葉 賀津也君	徳永 エリ君	浜口 誠君	舟山 康江君	溝手 顕正君	宮島 喜文君	元榮 太一郎君	森屋 宏君	山崎 正昭君	山田 俊男君	山谷 えり子君	山本 順三君	和田 政宗君	渡邊 美樹君	有田 芳生君	江崎 孝君	小川 敏夫君	神本 美恵子君	小西 洋之君	芝 博一君	那谷 屋正義君	難波 奨二君	白 眞勲君	福島 みずほ君	藤田 幸久君	牧山 ひろえ君	宮沢 由佳君	蓮 紡君	足立 信也君	伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	大塚 耕平君	川合 孝典君	小林 正夫君	櫻井 充君	田名部 匡代君	羽田 雄一郎君	浜野 喜史君	増子 輝彦君	森 ゆうこ君	矢田 わか子君	山本 太郎君	伊藤 孝江君	魚住 裕一郎君	熊野 正士君	里見 隆治君	高瀬 弘美君	竹谷 とし子君	新妻 秀規君	浜田 昌良君	三浦 信祐君	矢倉 克夫君	山本 香苗君	横山 信一君	浅田 均君	石井 章君	片山 大介君	儀間 光男君	清水 貴之君	中山 恭子君	松沢 成文君	山口 和之君	市田 忠義君	紙 智子君	倉林 明子君	田村 智子君	武田 良介君	仁比 聡平君	山添 拓君	薬師寺 みちよ君	糸数 慶子君	森本 真治君	柳田 稔君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	佐々木 さやか君	杉 久武君	竹内 真二君	谷合 正明君	西田 実仁君	平木 大作君	宮崎 勝君	山口 那津男君	山本 博司君	若松 謙維君	東 徹君	石井 苗子君	片山 虎之助君	行田 邦子君	高木 かおり君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	井上 哲士君	岩渕 友君	吉良 よし子君	小池 晃君	大門 実紀史君	辰巳 孝太郎君	山下 芳生君	平山 佐知子君	伊波 洋一君	郡司 彰君	足立 敏之君	愛知 治郎君	青山 繁晴君	朝日 健太郎君	井原 巧君	石井 浩郎君	石井 みどり君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	上野 通子君	衛藤 晟一君	小野 田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君	片山 さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	自見 はなこ君	進藤 金日子君	世耕 弘成君	そのだ修光君	高野 光二郎君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	德茂 雅之君	中川 雅治君	中西 健治君	中西 祐介君	長峯 誠君	二之湯 武史君	野上 浩太郎君	羽生 田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君	藤川 政人君	藤末 健三君	堀井 巖君	牧野 たかお君	松下 新平君	松山 政司君	丸山 和也君	三原 じゅん子君	阿達 雅志君	青木 一彦君	赤池 誠章君	有村 治子君	石井 準一君	石井 正弘君	石田 昌宏君	磯崎 陽輔君	今井 絵理子君	宇都 隆史君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大沼 みずほ君	太田 房江君	岡田 広君	金子 原二郎君	北村 経夫君	古賀 友一郎君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山東 昭子君	島村 大君	末松 信介君	関口 昌一君	高階 恵美子君	高橋 克法君	武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中曾 根弘文君
--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	---------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	----------	--------	-------	---------	--------	---------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	---------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	-------	---------	--------	-------	---------	--------	---------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	----------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	----------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	---------	-------	---------	---------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	---------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	---------	--------	-------	---------	--------	---------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	---------

中西 健治君	中西 哲君	野田 国義君	白 眞殿君	古賀 之士君	櫻井 充君
中西 祐介君	中野 正志君	鉢呂 吉雄君	福島みずほ君	榎葉賀津也君	田名部匡代君
長峯 誠君	二之湯 智君	福山 哲郎君	藤田 幸久君	徳永 エリ君	羽田雄一郎君
二之湯武史君	西田 昌司君	真山 勇一君	牧山ひろえ君	浜口 誠君	浜野 喜史君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	又市 征治君	宮沢 由佳君	舟山 康江君	増子 輝彦君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	吉川 沙織君	蓮 舫君	森 ゆうこ君	森本 真治君
馬場 成志君	橋本 聖子君	秋野 公造君	伊藤 孝江君	矢田わか子君	柳田 稔君
林 芳正君	平野 達男君	石川 博崇君	魚住裕一郎君	山本 太郎君	浅田 均君
福岡 資麿君	藤井 基之君	河野 義博君	熊野 正士君	東 徹君	石井 章君
藤川 政人君	藤木 眞也君	佐々木さやか君	里見 隆治君	石井 苗子君	片山 大介君
藤末 健三君	古川 俊治君	杉 久武君	高瀬 弘美君	片山虎之助君	儀間 光男君
堀井 巖君	舞立 昇治君	竹内 眞二君	竹谷とし子君	行田 邦子君	清水 貴之君
牧野たかお君	松川 るい君	谷合 正明君	新妻 秀規君	高木かおり君	中山 恭子君
松下 新平君	松村 祥史君	西田 実仁君	浜田 昌良君	藤巻 健史君	松沢 成文君
松山 政司君	丸川 珠代君	平木 大作君	三浦 信祐君	室井 邦彦君	山口 和之君
丸山 和也君	三木 亨君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君		
三原しゅん子君	三宅 伸吾君	山口那津男君	山本 香苗君		
水落 敏榮君	溝手 顕正君	山本 博司君	横山 信一君		
宮沢 洋一君	宮島 喜文君	若松 謙維君	井上 哲士君		
宮本 周司君	元榮太一郎君	市田 忠義君	岩渕 友君		
森 まさこ君	森屋 宏君	紙 智子君	吉良よし子君		
柳本 卓治君	山崎 正昭君	倉林 明子君	小池 晃君		
山下 雄平君	山田 俊男君	田村 智子君	大門実紀史君		
山田 宏君	山谷えり子君	武田 良介君	辰巳孝太郎君		
山本 一太君	山本 順三君	仁比 聡平君	山下 芳生君		
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	山添 拓君	平山佐知子君		
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	薬師寺みちよ君			
相原久美子君	有田 芳生君				
石橋 通宏君	江崎 孝君				
小川 勝也君	小川 敏夫君				
風間 直樹君	神本美恵子君				
川田 龍平君	小西 洋之君				
斎藤 嘉隆君	芝 博一君				
杉尾 秀哉君	那谷屋正義君				
長浜 博行君	難波 奨二君				

反対者氏名

野田 国義君	白 眞殿君	古賀 之士君	櫻井 充君
鉢呂 吉雄君	福島みずほ君	榎葉賀津也君	田名部匡代君
福山 哲郎君	藤田 幸久君	徳永 エリ君	羽田雄一郎君
真山 勇一君	牧山ひろえ君	浜口 誠君	浜野 喜史君
又市 征治君	宮沢 由佳君	舟山 康江君	増子 輝彦君
吉川 沙織君	蓮 舫君	森 ゆうこ君	森本 真治君
秋野 公造君	伊藤 孝江君	矢田わか子君	柳田 稔君
石川 博崇君	魚住裕一郎君	山本 太郎君	浅田 均君
河野 義博君	熊野 正士君	東 徹君	石井 章君
佐々木さやか君	里見 隆治君	石井 苗子君	片山 大介君
杉 久武君	高瀬 弘美君	片山虎之助君	儀間 光男君
竹内 眞二君	竹谷とし子君	行田 邦子君	清水 貴之君
谷合 正明君	新妻 秀規君	高木かおり君	中山 恭子君
西田 実仁君	浜田 昌良君	藤巻 健史君	松沢 成文君
平木 大作君	三浦 信祐君	室井 邦彦君	山口 和之君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君		
山口那津男君	山本 香苗君		
山本 博司君	横山 信一君		
若松 謙維君	井上 哲士君		
市田 忠義君	岩渕 友君		
紙 智子君	吉良よし子君		
倉林 明子君	小池 晃君		
田村 智子君	大門実紀史君		
武田 良介君	辰巳孝太郎君		
仁比 聡平君	山下 芳生君		
山添 拓君	平山佐知子君		
薬師寺みちよ君			

四二名

アン・ト才猪木君	足立 信也君
青木 愛君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	磯崎 哲史君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	川合 孝典君
木戸口英司君	小林 正夫君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二四二円 三〇円